

# 熊本市公報

第 1363 号

発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務課

発行日 毎月 15 日・末日

## 条 例

○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）	1294
○熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）	1296
○熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）	1304
○熊本市特別顧問の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）	1306
○熊本市辛島公園地下通路設置条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）	1307
○熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）	1309
○熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）	1310
○熊本市植木健康福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）	1311
○熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）	1314
○熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 50 号）	1318
○熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第 51 号）	1319
○熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）	1322
○熊本市食肉センターの廃止に伴う支援等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）	1324
○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）	1328
○熊本市体育施設条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）	1331
○熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）	1335

## 規 則

○熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 74 号）	1336
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 75 号）	1348
○熊本市辛島公園地下通路設置条例施行規則（規則第 76 号）	1349
○熊本市植木健康福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 77 号）	1351
○熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 78 号）	1354

## 告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 747 号）	1355
○地縁団体の認可（告示第 748 号）	1355
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（告示第 749 号）	1356
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 750 号）	1356

○市道の区域変更（告示第 751 号）	1357
○介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（告示第 752 号）	1357
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 753 号）	1357
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 754 号）	1358
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 （精神通院医療）の指定（告示第 756 号）	1358
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス 事業者の指定（告示第 757 号）	1358
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業 者の指定（告示第 758 号）	1359
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 759 号）	1360
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定（告示第 760 号）	1360
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 762 号）	1360
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による就労継続支援 A 型事業 の廃止（告示第 763 号）	1361
○放置自転車の売却等（告示第 764 号）	1361
○県道の区域変更（告示第 765 号）	1361
○市道の認定（告示第 766 号）	1362
○市道の廃止（告示第 767 号）	1366
○市道の区域決定（告示第 768 号）	1367
○市道の供用開始（告示第 769 号）	1371
○放置自転車の移動及び返還（告示第 771 号）	1375
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 772 号）	1376
○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 773 号）	1377
○平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 774 号）	1377
○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 775 号）	1377
○平成 25 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 776 号）	1378
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 777 号）	1378
○熊本都市計画道路の変更（告示第 778 号）	1378
○熊本都市計画道路の変更（告示第 779 号）	1379
○熊本都市計画公園の変更（告示第 780 号）	1379
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 781 号）	1379
○県道の供用開始（告示第 784 号）	1380
○放置自転車の移動及び返還（告示第 785 号）	1380
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 786 号）	1380

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 677 号）	1381
○開発行為に関する工事の完了（公告第 679 号）	1381
○開発行為に関する工事の完了（公告第 680 号）	1381
○開発行為に関する工事の完了（公告第 681 号）	1382
○開発行為に関する工事の完了（公告第 683 号）	1382
○開発行為に関する工事の完了（公告第 684 号）	1382
○財政の健全性に関する比率等（公告第 685 号）	1382
○開発行為に関する工事の完了（公告第 697 号）	1384

○開発行為に関する工事の完了（公告第 698 号）	1384
○開発行為に関する工事の完了（公告第 699 号）	1384
○差押財産の公売及び見積価額（公告第 700 号）	1384
○都市公園の供用開始（公告第 701 号）	1386
○開発行為に関する工事の完了（公告第 702 号）	1387
○開発行為に関する工事の完了（公告第 703 号）	1387
○開発行為に関する工事の完了（公告第 705 号）	1387
○開発行為に関する工事の完了（公告第 707 号）	1388
○開発行為に関する工事の完了（公告第 708 号）	1388
○平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画（公告第 713 号）	1388
○開発行為に関する工事の完了（公告第 714 号）	1389
○開発行為に関する工事の完了（公告第 715 号）	1389

## 中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 19 号）	1389
○住民票の職権消除（中央区告示第 20 号）	1389

## 東 区

○住民票の職権消除（東区告示第 10 号）	1390
-----------------------	------

## 上下水道局

○熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程 （上下水道局規程第 26 号）	1390
○熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する規程 （上下水道局規程第 27 号）	1395
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 59 号）	1396
○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 60 号）	1397
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 61 号）	1397
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 62 号）	1397
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 63 号）	1398
○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 64 号）	1398
○排水設備指定工事店の指定取消（上下水道局告示第 65 号）	1398

## 病 院 局

○熊本市立植木病院における収納事務の委託（病院局告示第 35 号）	1399
-----------------------------------	------

## 農業委員会

○農業委員会総会の招集に係る変更公告（農委公告第 10 号）	1399
○農業委員会総会の招集に係る変更公告（農委公告第 11 号）	1399

## 条 例

条 例 第 41 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中 68 の項を 70 の項とし、8 の項から 67 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、7 の項の後に次のように加える。

8	市長	熊本市自治基本条例見直し委員会	熊本市自治基本条例（平成 21 年条例第 37 号）の見直しについて必要な事項を協議する。
9	市長	熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し委員会	熊本市人権教育・啓発基本計画の中間見直しについて必要な事項を協議する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市民公益活動支援基金運営委員会委員の項の後に次のように加える。

自治基本条例見直し委員会委員	日額 10,000円
----------------	------------

別表社会教育委員の項の次に次のように加える。

人権教育・啓発基本計画中間見直し委員会委員	日額 10,000円
-----------------------	------------

条例 第 42 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

### 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、給料」を「、退職の日におけるその者の給料」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第 2 項中「よらず」の次に「、かつ、第 8 条の 2 第 11 項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 6 条の 4 第 4 項において「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(3) 第 8 条の 2 第 11 項に規定する認定（同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。）を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

第 5 条の見出し中「整理退職等」を「25 年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25 年以上勤続し、地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者  
(同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)
- (2) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第 8 条の 2 第 11 項に規定する認定（同条第 1 項第 2 号に係るものに限る。）を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25 年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (6) 退職後引き続き副市長、常勤監査委員、教育長又は企業管理者となるために退職した者
- (7) 25 年以上勤続し、第 8 条の 2 第 11 項に規定する認定（同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。）を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- (3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- (4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

第 5 条の 3 の表以外の部分中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条第

1 項（第 1 号及び第 6 号を除く。）に、「25 年以上」を「20 年以上」に、「10 年」を「15 年」に、「同項」を「第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100 分の 2」を「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2）」に改める。

第 5 条の 6 を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第 5 条の 6 任命権者は、第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる者の退職の理由について、記録を作成しなければならない。

第 6 条の 3 の表読み替える字句の欄中「100 分の 2」を「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2）」に改める。

第 6 条の 4 第 4 項第 1 号中「自己都合退職者（第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第 2 号から第 5 号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第 8 条の 2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 15 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別

- (2) 第 1 1 項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、  
その旨
- (7) 第 9 項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募  
の取下げに係る手続
- (8) 第 1 2 項の規定による通知の予定期間
- (9) 第 7 項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び  
同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問い合わせを受けるための連絡先
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項（第 1 項第 2 号に係るものと除く。）に前項第 5 号に掲  
げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする  
人数に 1 を加えた人数以上となるようにしなければならない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年  
月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を  
延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び  
延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しな  
ければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募を  
した職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」と  
いう。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載し  
ている場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了  
するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当  
該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- (1) 第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者
- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 第 2 項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (4) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は、職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第 2 項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募者が募集実施要項又は第 9 項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（第 9 項第 4 号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長

期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

1 4 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第 1 6 項第 3 号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

1 6 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 第 1 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 1 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前 2 号に掲げるときを除く。）。
- (4) 地方公務員法第 2 9 条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第 9 項第 4 号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第 9 項の規定により応募を取り下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第 1 項に規定する方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

第 12 条第 3 項中「公報」を「市役所及び各区役所の掲示場」に、「掲載する」を「掲示する」に、「掲載した」を「掲示した」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 12 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に行う処分について適用し、同日前に行った処分については、なお従前の例による。

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 7 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項を削る。

4 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 20 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「第 9 項」を「第 8 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 4 号）による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 11 項に規定する認定を受けて退職した者に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「現に退職した理由と同一の理由により」とあるのは、「その者の非違によることなく勧奨を受けて」とする。

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「又は第 9 項」を削る。

附則第 3 条中「104 分の 92」と、「49.59」とあるのは「55.86」を  
「104 分の 98」と、「49.59」とあるのは「55.86」に改める。

条例 第 43 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

### 熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和 28 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 29 条第 2 項」を「第 29 条第 4 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「降任」を「降任し、」に改め、同条第 2 項中「任命権者」を「、任命権者」に改め、同条第 3 項中「当該職員を、」を「、当該職員を」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項中「別表」を「、別表」に、「任命権者」を「、任命権者」に、「しん酌し」を「しんしゃくし」に改め、同条第 2 項中「、別表」を「別表」に改め、同条第 3 項中「に（」を「に、又は」に、「よる場合は 6 月以内に）」を「より 6 月以内に」に改め、同条第 4 項中「その」を「、その」に改める。

第 4 条第 1 項中「職員」を「、職員」に改め、同条第 2 項中「休職期間中」を「、休職期間中、」に、「なんら」を「、何ら」に改める。

第 5 条中「休職者」を「任命権者は、休職者」に改め、「任命権者は」を削る。

第 6 条中「職員」を「、職員」に、「降任又は」を「降任し、若しくは」に、「若しくは、」を「又は」に、「降給させる」を「、降給させる」に改め、同条第 2 号中「又は」を「、又は」に改める。

第 7 条中「職員が」を「、職員が」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項中「はかり」を「諮り」に改め、同条第 2 項中「、その職」を「その職」に改める。

第 8 条中「6 月」を「、6 月」に改め、「以下」の次に「(熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）第 24 条に規定する管理職手当の支給を受ける

職員に対し減給を命ずる場合にあっては、5 分の 1 以下)」を加える。

第 9 条第 1 項中「6 月」を「、6 月」に改め、同条第 2 項中「職員」を「、職員」に改め、同条第 3 項中「停職期間中なんら」を「、停職期間中、何ら」に改める。

第 10 条に次の 1 項を加える。

2 前項の辞令の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を市役所及び各区役所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から 2 週間を経過したときに辞令の交付があつたものとみなす。

第 11 条中「懲戒」を「任命権者は、懲戒」に、「任命権者は」を「、」に改める。

第 12 条中「、必要な事項は」を「必要な事項は、」に改める。

別表中「別表」を「別表（第 3 条の 2 関係）」に改め、同表備考中「療養休暇及び」を「、療養休暇、」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後の行為に係る減給の処分について適用し、同日前の行為に係る減給の処分については、なお従前の例による。

条 例 第 44 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市特別顧問の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市特別顧問の設置に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別顧問の設置に関する条例（平成 20 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 20 年 10 月 5 日における下益城郡富合町の区域並びに」を削る。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 6 日から施行する。

条例 第 45 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市辛島公園地下通路設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

### 熊本市辛島公園地下通路設置条例の一部を改正する条例

熊本市辛島公園地下通路設置条例（平成 5 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「き損し、若しくは」を「毀損し、又は」に改める。

第 6 条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第 13 条とし、同条の前に次の 7 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 6 条 通路の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第 7 条 前条の規定による指定を受けようとするものは、通路の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 通路の運営が、住民の平等利用を確保できること。
- (2) その事業計画書の内容が、通路の効用を最大限に發揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第 8 条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、通路の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第 9 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 通路の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、通路の管理運営上市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第 10 条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と通路の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第 11 条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第 12 条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）第 12 条の 2 に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、通路の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 46 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸　山　政　史

### 熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市区の設置等に関する条例（平成 23 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表南区の項中「城南町坂野」の次に「、城南町さんさん 1 丁目、城南町さんさん 2 丁目」を加える。

### 附 則

この条例は、城南町中央土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

条 例 第 47 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

### 熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

熊本市地域コミュニティセンター条例（平成 4 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「熊本市田迎地域コミュニティセンター」を「熊本市田迎西地域コミュニティセンター」に改め、同表に次のように加える。

熊本市豊田地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町塚原 82 番地 3
熊本市吉松地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町豊田 665 番地
熊本市植木地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町舞尾 600 番地 1 0
熊本市山東地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町有泉 837 番地 3

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 に規定する熊本市豊田地域コミュニティセンター、熊本市吉松地域コミュニティセンター、熊本市植木地域コミュニティセンター及び熊本市山東地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

条例 第 48 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市植木健康福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

### 熊本市植木健康福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市植木健康福祉センター条例（平成 22 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「規則で定める場合」を「次に掲げるとき」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (1) 70 歳以上の者で本市内に住所を有するものが温水プールを使用する場合
- (2) 障害を有することその他の規則で定める事由に該当する者が温水プールを使用する場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公益上特に必要がある場合として規則で定める場合

別表第 3 中

〔

温水プール	普通券（当日に限る。）	中学生以上 65 歳未満	400 円
		小学生以下	200 円
		65 歳以上及び障害者	200 円
		小学生以下の障害者	100 円
特別券 1 年	1 年	中学生以上 65 歳未満	36,000 円
		小学生以下	18,000 円
		65 歳以上及び障害者	18,000 円
		小学生以下の障害者	9,000 円

	6 月	中学生以上 6 5 歳未満	27,000 円
		小学生以下	14,000 円
		6 5 歳以上及び障害者	14,000 円
		小学生以下の障害者	7,000 円
	3 月	中学生以上 6 5 歳未満	18,000 円
		小学生以下	9,000 円
		6 5 歳以上及び障害者	9,000 円
		小学生以下の障害者	5,000 円

」

を

「

温水プール	普通券 (当日に限る。)	中学生以上 6 5 歳未満	400 円
		小学生以下	200 円
		6 5 歳以上	200 円
	特別券 1 年	中学生以上 6 5 歳未満	36,000 円
		小学生以下	18,000 円
		6 5 歳以上	18,000 円
	6 月	中学生以上 6 5 歳未満	27,000 円
		小学生以下	14,000 円
		6 5 歳以上	14,000 円
	3 月	中学生以上 6 5 歳未満	18,000 円
		小学生以下	9,000 円
		6 5 歳以上	9,000 円

」

に、

「

温水プール及 びトレーニン グ室	普通券 (当日に限る。)	中学生以上 6 5 歳未満	500 円
		6 5 歳以上及び障害者	300 円
	特別券 1 年	中学生以上 6 5 歳未満	55,000 円

		6 5 歳以上及び障害者	33,000 円
6 月		中学生以上 6 5 歳未満	41,000 円
		6 5 歳以上及び障害者	25,000 円
3 月		中学生以上 6 5 歳未満	27,000 円
		6 5 歳以上及び障害者	16,000 円

」

を

「

温水プール及 びトレーニン グ室	普通券（当日に限る。）	中学生以上 6 5 歳未満	500 円
		6 5 歳以上	300 円
特別券	1 年	中学生以上 6 5 歳未満	55,000 円
		6 5 歳以上	33,000 円
	6 月	中学生以上 6 5 歳未満	41,000 円
		6 5 歳以上	25,000 円
	3 月	中学生以上 6 5 歳未満	27,000 円
		6 5 歳以上	16,000 円

」

に改め、同表備考第 3 項に次の 1 号を加える。

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に定める被爆者健康手帳の交付を受けた者

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

条例 第 49 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 93 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 62 条」を「第 62 条の 2」に改める。

第 59 条の見出し中「通所利用者負担額」を「指定通所支援費用基準額」に改め、同条第 1 項中「基準該当児童発達支援事業者は、」の次に「法定代理受領を行わない」を加える。

第 62 条第 3 号中「規定に基づき」を「規定により」に改める。

第 62 条の次に次の 1 条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第 62 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年条例第 86 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))

第 83 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サ

ービス基準条例第 82 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。) のうち  
通りサービス (指定地域密着型サービス基準条例第 83 条第 1 項に規定する通りサ  
ービスをいう。以下同じ。) を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当児  
童発達支援と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定  
地域密着型サービス基準条例第 83 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅  
介護事業所をいう。以下同じ。) を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場  
合において、この節 (第 59 条を除く。) の規定は、当該指定小規模多機能型居宅  
介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員 (当該指定小規模多機能  
型居宅介護事業所の登録者 (指定地域密着型サービス基準条例第 83 条第 1 項に  
規定する登録者をいう。) の数と指定障害福祉サービス等基準条例第 97 条の規  
定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、この条の規定により基準  
該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは第 82 条において準用す  
るこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービ  
ス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業  
に係る省令の特例に関する措置を定める省令 (平成 15 年厚生労働省令第 132  
号。以下「特区省令」という。) 第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされ  
る通りサービスを利用するため当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を  
受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)  
を 25 人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通りサービスの利用定員 (当該指  
定小規模多機能型居宅介護事業所の通りサービスの利用者の数と指定障害福祉  
サービス等基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通り  
サービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス  
若しくは第 82 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイ  
サービスとみなされる通りサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自  
立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1  
日当たりの上限をいう。) を登録定員の 2 分の 1 から 15 人までの範囲内とす  
ること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂 (指定地域密着型サ

ービス基準条例第 87 条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂をいう。) は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 82 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第 83 条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 81 条第 1 項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第 82 条中「第 61 条、第 62 条」を「第 61 条から第 62 条の 2 まで」に改める。  
(熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号中「平成 24 年条例第 93 号」の次に「。以下「指定通所支援基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第 97 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第 62 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 82 条において準用する指定通所支援基準条例第 62 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に改め、「障害者」の次に「及び障害児」を加える。

第 111 条第 1 号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第 62 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例

第 82 条において準用する指定通所支援基準条例第 62 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第 2 号及び第 4 号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第 202 条中「熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 50 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号ア中「13, 678 ヘクタール」を「13, 724 ヘクタール」に改め、同号イ中「678, 000 人」を「666, 300 人」に改め、同号ウ中「446, 080 立方メートル」を「364, 900 立方メートル」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例 第 51 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

### 熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 50 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次条の規定により公告される区域（以下「負担区域」）を「事業に係る都市計画法第 59 条第 1 項又は第 63 条第 1 項の認可に伴い、同法第 62 条第 1 項（同法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により告示された区域（以下「事業認可区域」に改め、同項ただし書中「ための」を「ために」に改め、同条第 2 項中「負担区域」を「事業認可区域」に、「必要」を「、必要」に改め、「前項の」を削る。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「毎年度の当初に、新たに」を「負担金を賦課しようとするときは、あらかじめ、」に改め、同条第 2 項第 2 号中「及び同条第 1 項の区域区分の定めがない区域」を削り、「管理者が賦課対象区域の決定をする」を「、管理者がその土地に係る負担金を賦課する」に、「土地を」を「ものを」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「区域」を「賦課対象区域」に、「1 平方メートル当たり、当分の間」を「、1 平方メートル当たり」に改め、「得た額」の次に「（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条を第 4 条とする。

第 5 条の 2 中「共有、共同使用等共有に準ずると認められる状況にある」を削り、同条を第 5 条とする。

第 6 条の見出し中「負担金の」を削り、同条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に、「公告のあった」を「公告をした」に、「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条

第 4 項中「一括徴収する」を「一括して徴収する」に改め、同項ただし書中「分割納付の申し出」を「申出」に、「分割徴収する」を「分割して徴収する」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「及びその納付期日等」を「、その納付期日その他必要な事項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の規定による」に、「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による負担金の賦課の決定前に管理者が第 9 条第 3 項の規定による届出を受けた場合においては、当該届出をした者を前項の受益者とみなして、同項の規定を適用する。

第 7 条の見出し中「負担金の」を削り、同条中「場合において」を「とき」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 受益者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けているとき。

第 7 条第 2 号中「受益者が当該」を「当該受益者が」に改め、「ため、徴収を猶予することがやむを得ない」を削り、同号を同条第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(2) 受益者に係る第 3 条第 1 項の規定により公告された賦課対象区域内の土地の状況により、徴収を猶予することが適當であると認められるとき。

第 8 条の見出し中「負担金の」を削り、同条第 2 項第 2 号中「国又は」を削り、同項第 3 号中「事業のため」を「本市の事業のために」に改め、同項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に、「受益者の」を「ものの」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に、「受益者の死亡による変更」を「死亡によるもの」に改め、同条第 2 項中「定められた」の次に「負担金の」を加え、同項ただし書中「前項」を「同項」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改め、同条第 4 項を削る。

第 10 条を次のように改める。

(還付及び書類の送達等)

第 10 条 負担金の還付並びに負担金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、市税の例による。

第 11 条中「負担金を」を「これを」に改める。

附則中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、附則第 7 項中「(昭和 25 年法律第

144号)」を削り、同項を附則第6項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例 第 52 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

### 熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成 17 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「ため」を「ために」に改め、「除く」の次に「。以下「地上権等」という」を加える。

第 4 条の見出し中「徴収」を「額の決定等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

受益者から徴収する分担金の額は、当該受益者が前条の規定による告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により告示された徴収区域内のものの面積に、1 平方メートル当たり 200 円を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第 4 条第 3 項ただし書中「からの」を「から」に改め、「管理者が別に定めるところにより」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「管理者は、」の次に「第 2 項の規定により」を加え、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

2 管理者は、前条の規定による告示の日現在における当該告示をした徴収区域内の土地に係る受益者ごとに、前項の規定により算出した分担金の額を定めるものとする。

3 前項の規定による分担金の額の決定前に管理者が第 8 条第 3 項の規定による届出を受けた場合においては、当該届出をした者を前項の受益者とみなして、同項の規定を適用する。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

（徴収猶予）

第 6 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けているとき。
- (2) 受益者に係る第 3 条の規定により告示された徴収区域内の土地の状況により、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。
- (3) 受益者について災害、盜難その他事故が生じたことにより、当該受益者が分担金を納付することが困難であると認められるとき。

(減免)

第 7 条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を免除するものとする。

- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。
- (1) 国又は地方公共団体が公用に供している土地に係る受益者
  - (2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
  - (3) 本市の公共下水道事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

第 8 条第 1 項中「受益者の死亡による変更」を「死亡によるもの」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、「定められた」の次に「分担金の」を加え、同項ただし書中「前項」を「同項」に改め、同条第 4 項を削る。

第 9 条を削り、第 10 条中「分担金を」を「これを」に改め、同条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

附則第 2 項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第 3 項を削り、附則第 4 項中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削り、同項を附則第 3 項とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例 第 53 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市食肉センターの廃止に伴う支援等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

### 熊本市食肉センターの廃止に伴う支援等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市食肉センターの廃止に伴う支援等に関する条例（平成 25 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「株式会社熊本中央食肉センター」の次に「（以下「中央食肉センター」という。）及び株式会社熊本畜産流通センター（以下「畜産流通センター」という。）」を加える。

第 4 条第 1 項中「とし、次に掲げるとおり」を「のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 中央食肉センターに対する助成金の対象となる経費 次に掲げる経費

ア 牛の代替施設を設置するために必要と認める既存施設等の取得に係る経費のうち、建物の取得費

イ 馬の代替施設を設置するために必要と認める既存施設等の取得に係る経費のうち、建物の取得費

ウ 馬の代替施設の新築並びに既存施設等の増設及び解体に係る経費のうち、本事務費、附帯工事費、測量及び試験費、設計管理費、機械器具費、品質管理システムに付随するソフトウェア費並びに工事雑費並びに事務費

エ 馬の代替施設の利便性を向上させるために必要と認める車両運搬具費

(2) 畜産流通センターに対する助成金の対象となる経費 豚の既存施設等の増設及び改修に係る経費（大貫の豚のと畜に係る代替機能の確保に必要なものに限る。）

のうち、本事務費、附帯工事費、測量及び試験費、設計管理費、機械器具費、品質

管理システムに付隨するソフトウェア費並びに工事雜費並びに事務費並びに当該改修に伴い発生した固定資産の損失額及び国又は県から交付された補助金に係る返還金の額

第 4 条第 2 項中「前項各号」を「前項第 1 号」に改め、「ほか、」の次に「馬の」を加える。

第 5 条中「次に掲げる額の合計額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 中央食肉センターに対する助成金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第 1 項第 1 号アに掲げる経費のうち、固定資産（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 22 号の固定資産をいう。以下同じ。）の取得又は改良に充てるための経費に係る助成金 当該経費の額の合計額に 80 分の 45 を乗じて得た額

イ 前条第 1 項第 1 号アに掲げる経費のうち、アの経費に該当しない経費に係る助成金 当該経費の額の合計額に 80 分の 45 を乗じて得た額

ウ 前条第 1 項第 1 号イからエまでに掲げる経費のうち、固定資産の取得又は改良に充てるための経費に係る助成金 当該経費の額の合計額に 100 分の 100 を乗じて得た額

エ 前条第 1 項第 1 号イからエまでに掲げる経費のうち、ウの経費に該当しない経費に係る助成金 当該経費の額の合計額に 100 分の 100 を乗じて得た額

オ 前条第 2 項の経費に係る助成金 当該経費の額に 100 分の 100 を乗じて得た額

(2) 畜産流通センターに対する助成金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第 1 項第 2 号に掲げる経費のうち、固定資産の取得又は改良に充てるための経費に係る助成金 当該経費の額の合計額に 100 分の 100 を乗じて得た額

イ 前条第 1 項第 2 号に掲げる経費のうち、アの経費に該当しない経費に係る助成金 当該経費の額の合計額に 100 分の 100 を乗じて得た額

第 6 条第 1 項中「開設するために」の次に「次の各号に掲げる」を加え、「既存施設

等の増築及び改修に係る経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、設計管理費、機械器具費、品質管理システムに付随するソフトウェア費並びに工事雑費並びに事務費」を「当該各号に定める経費」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 中央食肉センター 既存施設等の増築及び改修に係る経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、設計管理費、機械器具費、品質管理システムに付隨するソフトウェア費並びに工事雑費並びに事務費
- (2) 畜産流通センター 既存施設等の新築、増築及び改修並びにこれらのために必要となった他の施設の解体に係る経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、設計管理費、機械器具費、品質管理システムに付隨するソフトウェア費並びに工事雑費並びに事務費（これらの経費に関し国又は県から交付された補助金の額及び当該既存施設等の新築時等からの経過期間を考慮して減すべき額を除く。）並びに当該解体に伴い発生した固定資産の損失額及び国から交付された補助金に係る返還金の額

第 6 条第 2 項中「次に掲げる額の合計額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 中央食肉センターに対する負担金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 前項第 1 号に規定する経費のうち、牛のと畜処理に係る経費（牛のと畜処理及び馬のと畜処理に共通して必要となるもの（以下「共通経費」という。）を除く。）であって固定資産の取得又は改良に充てるための経費に係る負担金当該経費の額の合計額に 80 分の 45 を乗じて得た額
  - イ 前項第 1 号に規定する経費のうち、牛のと畜処理に係る経費（共通経費を除く。）であってアの経費に該当しない経費に係る負担金 当該経費の額の合計額に 80 分の 45 を乗じて得た額
  - ウ 共通経費のうち、固定資産の取得又は改良に充てるための経費に係る負担金当該経費の額の合計額の 10 分の 7 に相当する額に 80 分の 45 を乗じて得た額と当該経費の額の合計額の 10 分の 3 に相当する額に 100 分の 100 を乗じて得た額との合計額
  - エ 共通経費のうち、ウの経費に該当しない経費に係る負担金 当該経費の額の合計額の 10 分の 7 に相当する額に 80 分の 45 を乗じて得た額と当該経費の額

の合計額の 10 分の 3 に相当する額に 100 分の 100 を乗じて得た額との合  
計額

(2) 畜産流通センターに対する負担金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定め  
る額

ア 前項第 2 号に規定する経費のうち、固定資産の取得又は改良に充てるための経  
費に係る負担金 当該経費の額の合計額に 1000 分の 310 を乗じて得た額

イ 前項第 2 号に規定する経費のうち、アの経費に該当しない経費に係る負担金  
当該経費の額の合計額に 1000 分の 310 を乗じて得た額

第 6 条第 2 項第 3 号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 5 条第 1 号及び第 6 条第 2 項第 1 号の規定は、この条例  
の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその額が決定される助成金及び負担金  
について適用する。

3 施行日前にこの条例による改正前の第 5 条の規定に基づきその額が決定された助  
成金（施行日前に支給されたものを含む。）は、この条例による改正後の第 5 条第 1  
号の規定により額が決定されたものとみなす。

4 施行日前にこの条例による改正前の第 6 条第 2 項の規定に基づきその額が決定さ  
れた負担金（施行日前に支払われたものを含む。）は、この条例による改正後の第 6  
条第 2 項第 1 号の規定により額が決定されたものとみなす。

条 例 第 54 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和 52 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 野球場運動場の項を次のように改める。

野球場 運動場	清水新地公園 北部公園 今熊公園 飽田公園 植木総合スポーツセンター公園 吉松スポーツ公園 田原スポーツ公園 雁回公園	1 施設使用料			
		区分		単位	使用料
		清水新地公園 今熊公園 飽田公園 植木総合スポーツセンター公園	全面	1 時間 につき	500 円
			半面	1 時間 につき	250 円
		北部公園 吉松スポーツ公園 田原スポーツ公園		1 時間 につき	500 円
		雁回公園	全面	1 時間 につき	1,000 円
			半面	1 時間 につき	500 円
			4 分の 1 面	1 時間 につき	250 円
備考 使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合 は、 1 時間とみなす。					
2 照明使用料					
区分		単位	使用料		
清水新地公園 飽田公園 植木総合スポーツセンター公園		全面	1 時間 につき	1,800 円	
		半面	1 時間 につき	900 円	
北部公園 今熊公園		1 時間 につき	900 円		
		備考 使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合 は、 1 時間とみなす。			

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 6 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に旧富合町都市公園規則（平成 20 年富合町合併特例区規則第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の熊本市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

条例 第 55 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

### 熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和 60 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

富合雁回館	熊本市南区富合町清藤 405 番地 1
富合屋外運動場	熊本市南区富合町平原 67 番地 1

第 3 条第 2 項第 2 号及び第 11 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表体育館の項体育施設名の欄中

「植木総合スポーツセンター」を「植木総合スポーツセンター  
富合雁回館」に改め、同項使用料の欄中に

「北部体育館」を「北部体育館  
富合雁回館」に、

「

	コインロッcker	1 箱 1 回 につき	10 円
--	-----------	----------------	------

」

を

「

	コインロッcker	1 箱 1 回 につき	10 円
富合雁回 館	トレーニング室	1 時間に つき	500 円
	ステージ	1 時間に つき	200 円

」

に、

「

「

植木総合スポ ーツセンター (体育館)	を	植木総合スポ ーツセンター (体育館)	に、
		富合雁回館	

」

」

「

「

明徳体育 館	明徳体育 館	
託麻スポ ーツセン ター	託麻スポ ーツセン ター	
北部体育 館	北部体育 館	に改め、
植木総合 スポーツ センター	植木総合 スポーツ センター	
	富合雁回 館	

」

」

同表グラウンドの項体育施設名の欄中

「  
 塚原グラウンド  
 を  
 」  
 「  
 塚原グラウンド  
 富合屋外運動場  
 」  
 に改め、

同項使用料の欄中

「  

塚原グラウンド	1 時間につき	840 円
---------	---------	-------

 」

を

「  

塚原グラウンド	1 時間につき	840 円
富合屋外運動場	1 時間につき	250 円

 」

に、

「  

舞原運動施設	全面の点灯	1 時間につき	840 円
	半面の点灯	1 時間につき	420 円

 」

を

「  

舞原運動施設	全面の点灯	1 時間につき	840 円
	半面の点灯	1 時間につき	420 円
富合屋外運動場	全面の点灯	1 時間につき	900 円

 」

に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成 25 年 10 月 6 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に旧富合町健康づくり総合センター規則（平成 20 年富合町合併特例区規則第 4 号）及び旧富合町屋外運動場規則（平成 20 年富合町合併特例区規則第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の熊本市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

条例 第 56 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（昭和 32 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 選挙区の項区域の欄中「城南町坂野」の次に「、城南町さんさん 1 丁目、城南町さんさん 2 丁目」を加える。

#### 附 則

この条例は、城南町中央土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**規則**

規則 第 74 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成 20 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 条第 4 項」に改める。

第 13 条を第 19 条とする。

第 12 条第 1 項中「様式第 10 号」を「様式第 18 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 11 号」を「様式第 19 号」に改め、同条を第 18 条とする。

第 11 条中「様式第 9 号」を「様式第 17 号」に改め、同条を第 17 条とする。

第 10 条第 1 項中「様式第 7 号」を「様式第 15 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 8 号」を「様式第 16 号」に改め、同条を第 16 条とする。

第 9 条第 1 項中「様式第 3 号」を「様式第 11 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 4 号」を「様式第 12 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 5 号」を「様式第 13 号」に改め、同条第 4 項中「様式第 6 号」を「様式第 14 号」に改め、同条を第 15 条とする。

第 8 条第 1 項中「様式第 1 号」を「様式第 9 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 2 号」を「様式第 10 号」に改め、同条を第 14 条とする。

第 7 条を第 13 条とし、第 6 条の次に次の 6 条を加える。

（募集実施要項の記載事項）

第 7 条　条例第 8 条の 2 第 2 項第 11 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとす

る。

- (1) 条例第 8 条の 2 第 5 項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、  
その旨
- (2) 条例第 8 条の 2 第 9 項各号に掲げる者に該当する職員が応募（同項の規定に  
よる応募をいう。）をすることはできない旨
- (3) 条例第 8 条の 2 第 11 項の規定により認定（同項の規定による認定をいう。  
以下同じ。）をしない旨の決定をする場合がある旨
- (4) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期  
日を定め、条例第 8 条の 2 第 13 項の規定による通知を行うこととなる旨（募集  
実施要項（同条第 2 項に規定する募集実施要項をいう。）に退職すべき期間を記  
載した場合に限る。）
- (5) 条例第 8 条の 2 第 14 項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り  
下げる場合があるときは、その旨  
(応募及び応募の取下げの様式)

第 8 条 条例第 8 条の 2 第 9 項の規定による応募は、様式第 1 号の申請書によるもの  
とする。

2 条例第 8 条の 2 第 9 項の規定による応募の取下げは、様式第 2 号の申請書による  
ものとする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式)

第 9 条 条例第 8 条の 2 第 12 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、  
当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 認定をする旨の決定をしたとき 様式第 3 号
- (2) 認定をしない旨の決定をしたとき 様式第 4 号  
(退職すべき期日の通知の様式)

第 10 条 条例第 8 条の 2 第 13 項の規定による通知は、様式第 5 号の通知書による  
ものとする。ただし、当該通知を前条第 1 号に定める通知書により併せて行った場  
合は、様式第 5 号の通知書を省略することができる。

(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意の様式)

第 11 条 条例第 8 条の 2 第 14 項の規定による同意は、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める同意書によるものとする。

(1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 様式第 6 号

(2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 様式第 7 号

(新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第 12 条 条例第 8 条の 2 第 15 項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、様式第 8 号の通知書によるものとする。

様式第 11 号中「第 12 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項」に改め、同様式を様式第 19 号とする。

様式第 10 号中「第 12 条第 1 項関係」を「第 18 条第 1 項関係」に改め、同様式を様式第 18 号とする。

様式第 9 号中「第 11 条」を「第 17 条」に改め、同様式を様式第 17 号とする。

様式第 8 号中「第 10 条第 2 項」を「第 16 条第 2 項」に改め、同様式を様式第 16 号とする。

様式第 7 号中「第 10 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改め、同様式を様式第 15 号とする。

様式第 6 号中「第 9 条第 4 項」を「第 15 条第 4 項」に改め、同様式を様式第 14 号とする。

様式第 5 号中「第 9 条第 3 項」を「第 15 条第 3 項」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

様式第 4 号中「第 9 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 3 号中「第 9 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 2 号中「第 8 条第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に改め、同様式を様式第 10 号とする。

様式第 1 号中「第 8 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、同様式を様式第 9 号とし、同様式の前に次の 8 様式を加える。

様式第 1 号（第 8 条第 1 項関係）

## 早期退職希望者の募集に係る応募申請書

(任命権者)

応募年月日 年 月 日

(宛)

応募申請者

私は、熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 9 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
退職すべき期日又は期間			
備考			

(注) 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 年 月 日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

## 様式第 2 号（第 8 条第 2 項関係）

## 早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

(任命権者) 取下げ年月日 年 月 日  
 (宛) 取下げ申請者

私は、熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 9 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について					
募集期間	年 月 日から			年 月 日まで	
退職すべき期日又は期間					
2 取下げ申請者について					
ふりがな 氏名		所属			
		職名			
3 認定について					
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日				
退職すべき期日又は期間					

(注) 「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

## ※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書 の受理番号	

様式第 3 号（第 9 条第 1 号関係）

## 認定通知書

認定年月日 年 月 日

様

(任命権者)

印

あなたから 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 11 項及び第 12 項の規定により、認定の決定をしましたので、通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

(注) 「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

様式第 4 号（第 9 条第 2 号関係）

## 不認定通知書

年　月　日

様

(任命権者)

印

あなたから　　年　　月　　日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 11 項及び第 12 項の規定により、認定をしない旨の決定をしましたので、通知します。

不認定の理由

様式第 5 号（第 10 条関係）

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

様

(任命権者)

印

あなたの退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、  
熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 13 項の規定により、通知します。

様式第 6 号（第 11 条第 1 号関係）

## 退職すべき期日の繰上げ同意書

年　月　日

(任命権者)

(宛)

氏名

私は、熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 14 項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

記

既に通知した 退職すべき期日	年　月　日
認定年月日	年　月　日

(注) 「認定年月日」は、認定通知書（様式第 3 号）に記載されている認定年月日を記入すること。

様式第 7 号（第 11 条第 2 号関係）

## 退職すべき期日の繰下げ同意書

年　月　日

(任命権者)

(宛)

氏名

私は、熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 14 項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることに同意します。

記

既に通知した 退職すべき期日	年　月　日
認定年月日	年　月　日

(注) 「認定年月日」は、認定通知書（様式第 3 号）に記載されている認定年月日を記入すること。

様式第 8 号（第 12 条関係）

## 退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

様

(任命権者)

印

あなたの退職すべき期日は、熊本市職員の退職手当に関する条例第 8 条の 2 第 15 項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

(注) 「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（様式第 6 号）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（様式第 7 号）に記載されている年月日を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則 第 75 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 9 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表人権教育・啓発基本計画見直しに関する懇談会委員の項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則 第 76 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市辛島公園地下通路設置条例施行規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

## 熊本市辛島公園地下通路設置条例施行規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市辛島公園地下通路設置条例（平成 5 年条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (指定申請書に添付する書類)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書

(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体については、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)

(3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあっては、これらに類する書類）

(4) 市税滞納有無調査承諾書

(5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## (協定に定める事項)

第 3 条 条例第 10 条第 2 項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間にに関する事項

(2) 管理業務の内容に関する事項

(3) 事業計画に関する事項

(4) 供用日及び供用時間に関する事項

- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
  - (6) 事業報告書に関する事項
  - (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
  - (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
  - (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則 第 77 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市植木健康福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　幸山政史

### 熊本市植木健康福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市植木健康福祉センター条例施行規則（平成 22 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改め、同項を同条第 3 項とする。

3 条例第 7 条第 3 項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、次に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 条例別表第 1 又は別表第 2 に定める使用料　熊本市植木健康福祉センター使用料減免申請書（様式第 7 号）

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は条例別表第 3 に定める使用料　熊本市植木健康福祉センター使用料減免申請書（様式第 7 号の 2）

第 6 条第 1 項中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項第 3 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

条例第 7 条第 3 項第 2 号の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者（当該者が保護者となっている 15 歳未満の者を含む。）であること。

(2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者であること。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であること。

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 2 条に定める被爆者健康手帳の交付を受けた者であること。
- (5) 熊本市税条例施行規則(昭和 43 年規則第 48 号)第 7 条の 2 第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当する者を介助する者(当該介助する者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人に限る。)であること。

第 18 条第 1 項中「国、他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合又は市長が特に必要があると認めた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 温水プールの使用者が 70 歳以上の者で本市に住所を有するものである場合又は第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 国、他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めた場合

第 18 条第 2 項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

様式第 7 号中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 3 項」に改める。

様式第 7 号の 2 中「熊本市植木健康福祉センター条例第 7 条及び同条例施行規則第 6 条の規定に基づき熊本市植木健康福祉センターの使用料の減免を」を「次のとおり使用料の減免を受けたいので、熊本市植木健康福祉センター条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により」に、

「

ボリオ・予防フッ素塗布料

」

を

「

- 温水プール使用料  
 予防接種料(ボリオ)

予防フッ素塗布料

」

に改め、「(該当するものを○で囲む。)」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

規則 第 78 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市体育施設条例施行規則（平成 23 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中

「植木総合スポーツセンター  
「植木総合スポーツセンター」を富合雁回に改め、  
館」

同表グラウンドの項中

「高グラウンド  
「高グラウンド」を富合屋外運動場に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 6 日から施行する。

## 告 示

告示 第 747 号

平成 25 年 10 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9987	菊南病院 ショートステイ 熊本市北区鶴羽田三丁目 1 番 53 号	医療法人 室原会 熊本市中央区国府一丁目 11 番 9 号 理事長 室原 亥十二	平成 25 年 10 月 1 日	短期入所療養 介護
437010 9987	菊南病院 ショートステイ 熊本市北区鶴羽田三丁目 1 番 53 号	医療法人 室原会 熊本市中央区国府一丁目 11 番 9 号 理事長 室原 亥十二	平成 25 年 10 月 1 日	介護予防短期 入所療養介護

告示 第 748 号

平成 25 年 10 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 名称

川上校区第 17 町内自治会

## 2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関するここと。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関するここと。
- (4) 福利、厚生に関するここと。
- (5) 交通安全、防犯、防災等に関するここと。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

## 3 区域

本会の区域は、熊本市北区飛田二丁目 1 番から同 6 番まで及び同飛田二丁目 9 番から 12 番までの区域とする。

## 4 主たる事務所

熊本市北区飛田二丁目 3 番 19 号

## 5 代表者の氏名

吉永 昌功

## 6 代表者の住所

熊本市北区飛田二丁目 3 番 19 号

## 7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

## 8 代理人の有無

無

## 9 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

## 10 認可年月日

平成 25 年 9 月 30 日

告 示 第 7 4 9 号

平成 25 年 10 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定医療機関	所 在 地	担当すべき 医療の種類	主として担当 する医師（薬 剤師）氏名	指定年月日
熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1 番 60 号	耳鼻咽喉科	羽馬 宏一	平成 25 年 10 月 1 日
西日本病院	熊本市東区八反田三丁 目 20 番 1 号	腎臓	中神 正巳	平成 25 年 10 月 1 日
めいご薬局	熊本市中央区南千反畑 町 14 番 27 号	調剤	森光 祐日	平成 25 年 10 月 1 日
あすなろ薬局 帯山店	熊本市中央区帯山三丁 目 18 番 42 号 エル グランド帯山 I 1F - B 号室	調剤	松村 義雅	平成 25 年 10 月 1 日
薬局 昊	熊本市南区薄場三丁目 11 番 47 号	調剤	逆瀬川 剛	平成 25 年 10 月 1 日
そうごう薬局 会富店	熊本市南区会富町 11 27 番地 2	調剤	押領司 智和	平成 25 年 10 月 1 日
そうごう薬局 帯山店	熊本市中央区帯山四丁 目 2 番 84 号	調剤	岩下 貴則	平成 25 年 10 月 1 日
AIN 薬局 熊本中央店	熊本市南区田井島一丁 目 11 番 22 号	調剤	前田 祐介	平成 25 年 10 月 1 日

告 示 第 7 5 0 号

平成 25 年 10 月 1 日

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
整形外科	池田 啓一	成尾整形外科病院	熊本市中央区岡田町 12 番 24 号	平成 25 年 9 月 1 日

耳鼻咽喉科	菅村 真由美	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	平成 25 年 9 月 25 日
外 科	今村 裕	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	平成 25 年 9 月 25 日
小児科	横山 晃子	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	平成 25 年 9 月 25 日
整形外科	尾方 克巳	保田窪整形外科病院	熊本市東区保田窪五丁目 7 番 27 号	平成 25 年 9 月 25 日

## 告 示 第 7 5 1 号

平成 25 年 10 月 1 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
8-306	上熊本 2 丁 目花園 5 丁 目第 1 号線	西区上熊本三丁目 9 番 1 地先から 西区上熊本三丁目 3 番地先まで	旧	26.0 ～ 26.0	49.4
		西区上熊本三丁目 9 番 1 地先から 西区上熊本三丁目 3 番地先まで	新	26.0 ～ 36.7	49.4

## 告 示 第 7 5 2 号

平成 25 年 10 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号本文の指定をしたので、同法第 93 条の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
437011 0027	特別養護老人ホーム グッドライフ 熊本駅前 熊本市西区春日二丁目 1 番 24 号	社会福祉法人 青照会 熊本市西区春日二丁目 1 番 24 号 理事長 竹村 照章	平成 25 年 10 月 1 日	介護老人福祉 施設

## 告 示 第 7 5 3 号

平成 25 年 10 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0027	ショートステイ グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目1番24号	社会福祉法人 青照会 熊本市西区春日二丁目1番24号 理事長 竹村 照章	平成25年 10月1日	短期入所生活介護
437011 0027	ショートステイ グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目1番24号	社会福祉法人 青照会 熊本市西区春日二丁目1番24号 理事長 竹村 照章	平成25年 10月1日	介護予防短期入所生活介護

## 告示 第 754 号

平成 25 年 10 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
439010 1386	グループホーム グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目1番24号	社会福祉法人 青照会 熊本市西区春日二丁目1番24号 理事長 竹村 照章	平成25年 10月1日	認知症対応型 共同生活介護
439010 1386	グループホーム グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目1番24号	社会福祉法人 青照会 熊本市西区春日二丁目1番24号 理事長 竹村 照章	平成25年 10月1日	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

## 告示 第 756 号

平成 25 年 10 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	うさぎ薬局 島崎店	熊本市西区島崎五丁目4番31号	平成25年10月1日～平成31年9月30日
2	そうごう薬局 上南部店	熊本市東区上南部二丁目4番1号	平成25年10月1日～平成31年9月30日
3	新外薬局	熊本市東区新外四丁目6-10	平成25年10月1日～平成31年9月30日

## 告示 第 757 号

平成 25 年 10 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 2

9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) 訪問介護ステーション 博寿園  
熊本市東区三郎二丁目 2 番 131 号
- (2) 第二ぎんなん作業所  
熊本市中央区新屋敷三丁目 9 番 7 号
- (3) チャレンジめいとくの里  
熊本市北区明徳町 707 番地 1
- (4) 多機能型事業所 アグリワークス  
熊本市西区上高橋二丁目 8 番 16 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 医療法人社団 大浦会  
熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号 小山 敬子
- (2) 社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会  
熊本市中央区花畑町 3 番 1 号 川村 隼秋
- (3) 社会福祉法人 明徳会  
熊本市北区明徳町 707 番地 1 椿嶋 潤一郎
- (4) 特定非営利活動法人アグリワークス  
熊本市西区上高橋二丁目 7 番 1 号 下村 正次

3 指定年月日

平成 25 年 10 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

- (1) 居宅介護、重度訪問介護
- (2) 就労継続支援 B 型
- (3) 就労継続支援 B 型
- (4) 就労移行支援、就労継続支援 A 型

5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児
- (2) 知的障害者
- (3) 特定無し
- (4) 特定無し

告 示 第 758 号

平成 25 年 10 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 事業所の名称及び所在地

相談支援センターたくま  
熊本市東区小山四丁目 9 番 88 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

社会福祉法人 桜木会  
熊本市東区小山四丁目 9 番 88 号 門川 賴俊

3 指定年月日

平成 25 年 10 月 1 日

## 告示 第 759 号

平成 25 年 10 月 2 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 24 第 1 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 事業所の名称及び所在地  
第 2 さくら  
熊本市東区健軍三丁目 43 番 15 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社 アソート  
熊本市東区健軍一丁目 38 番 13 号 宮下 武
- 3 指定年月日  
平成 25 年 10 月 1 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類  
放課後等デイサービス
- 5 主たる対象とする障害の種類  
障害児

## 告示 第 760 号

平成 25 年 10 月 2 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 24 条の 37 第 1 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 事業所の名称及び所在地  
相談支援センターたくま  
熊本市東区小山四丁目 9 番 88 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
社会福祉法人 桜木会  
熊本市東区小山四丁目 9 番 88 号 門川 賴俊
- 3 指定年月日  
平成 25 年 10 月 1 日

## 告示 第 762 号

平成 25 年 10 月 4 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------

437010 9631	介護予防運動支援センター シルキーライフ熊本中央 熊本市中央区帯山二丁目12番 26号	株式会社 S i l k y L i f e J a p a n 熊本市中央区帯山二丁目12番26号 代表取締役 吉富 徳泰	平成25年 10月31日	通所介護 介護予防通所介 護
----------------	--	---	-----------------	----------------------

## 告 示 第 7 6 3 号

平成 25 年 10 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、就労継続支援 A 型事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地  
ゆめ工房  
熊本市中央区新屋敷三丁目 9-22
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社ケンショウ  
熊本市中央区新屋敷三丁目 9-22  
代表取締役 宮村 裕子
- 3 廃止した事業の種類  
就労継続支援 A 型
- 4 廃止年月日  
平成 25 年 10 月 31 日

## 告 示 第 7 6 4 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 25 年 10 月 4 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 116 台

## 告 示 第 7 6 5 号

平成 25 年 10 月 7 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般県道	瀬田熊本線	東区新南部四丁目 456 番 1 地先から 東区新南部二丁目 582 番 2 地先まで	旧	8.8 ～ 8.8	9.0
		東区新南部四丁目 456 番 1 地先から 東区新南部二丁目 582 番 2 地先まで	新	8.8 ～ 22.2	9.0

告示 第 766 号

平成 25 年 10 月 7 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
9-1056	麻生田 2 丁目第 6 号線	北区麻生田二丁目 1608 番 8 地先
		北区麻生田二丁目 1608 番 9 地先
12-1115	佐土原 1 丁目第 2 号線	東区佐土原一丁目 3625 番 1 地先
		東区佐土原一丁目 3622 番 8 地先
14-387	重富第 51 号線	東区画団町大字重富 661 番 1 地先
		東区画団町大字重富 661 番 6 地先
19-159	谷尾崎町第 37 号線	西区谷尾崎町 470 番 3 地先
		西区谷尾崎町 470 番 8 地先
19-160	谷尾崎町第 38 号線	西区谷尾崎町 470 番 14 地先
		西区谷尾崎町 470 番 8 地先
23-853	小山町第 76 号線	東区小山町 1644 番 3 地先
		東区小山町 1644 番 11 地先
29-30355	舞原第 4 号線	南区城南町舞原 112 番 13 地先
		南区城南町舞原 112 番 20 地先
30-30681	滴水第 20 号線	北区植木町滴水 1756 番 4 地先
		北区植木町滴水 1756 番 11 地先

9-1057	麻生田4丁目第5号線	北区麻生田四丁目2098番8地先
		北区麻生田四丁目2005番77地先
23-854	戸島西4丁目第4号線	東区戸島西四丁目3542番1地先
		東区戸島西四丁目3539番12地先
23-855	戸島西4丁目第5号線	東区戸島西四丁目3555番23地先
		東区戸島西四丁目3539番15地先
28-30597	榎津第23号線	南区富合町榎津582番1地先
		南区富合町榎津582番7地先
24-497	改寄町第20号線	北区改寄町1618番13地先
		北区改寄町1630番地先
29-30356	さんさん2丁目宮地第1号線	南区城南町さんさん二丁目3番10地先
		南区城南町宮地2194番地先
29-30357	さんさん2丁目第1号線	南区城南町さんさん二丁目9番1地先
		南区城南町さんさん二丁目5番7地先
29-30358	宮地第1号線	南区城南町宮地2251番地先
		南区城南町宮地2046番地先
29-30359	宮地第2号線	南区城南町宮地2009番地先
		南区城南町宮地2021番地先
29-30360	宮地第3号線	南区城南町宮地2047番地先
		南区城南町宮地2251番地先
29-30361	宮地第4号線	南区城南町宮地2083番地先
		南区城南町宮地2087番地先
29-30362	宮地第5号線	南区城南町宮地2099番地先
		南区城南町宮地2081番地先
29-30363	宮地第6号線	南区城南町宮地2026番地先
		南区城南町宮地2032番地先
29-30364	宮地第7号線	南区城南町宮地2094番地先
		南区城南町宮地2037番地先
29-30365	宮地第8号線	南区城南町宮地800番1地先
		南区城南町宮地2096番地先

29-30366	宮地第9号線	南区城南町宮地2177番地先
		南区城南町宮地2108番地先
29-30367	宮地第10号線	南区城南町宮地2175番地先
		南区城南町宮地2135番地先
29-30368	さんさん2丁目1 丁目第1号線	南区城南町さんさん二丁目1番1地先
		南区城南町さんさん一丁目4番1地先
29-30369	さんさん1丁目 第1号線	南区城南町さんさん一丁目4番1地先
		南区城南町さんさん一丁目5番1地先
29-30370	さんさん1丁目第 2号線	南区城南町さんさん一丁目5番1地先
		南区城南町さんさん一丁目1番1地先
29-30371	さんさん2丁目第 2号線	南区城南町さんさん二丁目2番11地先
		南区城南町さんさん二丁目4番地先
29-30372	さんさん2丁目第 3号線	南区城南町さんさん二丁目3番9地先
		南区城南町さんさん二丁目8番1地先
29-30373	さんさん2丁目第 4号線	南区城南町さんさん二丁目5番7地先
		南区城南町さんさん二丁目6番6地先
29-30374	さんさん2丁目第 5号線	南区城南町さんさん二丁目6番5地先
		南区城南町さんさん二丁目7番15地先
29-30375	さんさん2丁目第 6号線	南区城南町さんさん二丁目7番8地先
		南区城南町さんさん二丁目8番1地先
29-30376	さんさん2丁目第 7号線	南区城南町さんさん二丁目10番6地先
		南区城南町さんさん二丁目15番1地先
29-30377	さんさん2丁目第 8号線	南区城南町さんさん二丁目12番3地先
		南区城南町さんさん二丁目14番1地先
29-30378	さんさん2丁目第 9号線	南区城南町さんさん二丁目14番3地先
		南区城南町さんさん二丁目13番14地先
29-30379	さんさん2丁目第 10号線	南区城南町さんさん二丁目15番1地先
		南区城南町さんさん二丁目14番3地先
29-30380	さんさん2丁目第 11号線	南区城南町さんさん二丁目17番1地先
		南区城南町さんさん二丁目15番4地先

29-30381	さんさん2丁目第 12号線	南区城南町さんさん二丁目21番3地先
		南区城南町さんさん二丁目22番1地先
29-30382	さんさん2丁目第 13号線	南区城南町さんさん二丁目21番1地先
		南区城南町さんさん二丁目13番15地先
29-30383	さんさん1丁目第 3号線	南区城南町さんさん一丁目8番10地先
		南区城南町さんさん一丁目9番11地先
29-30384	さんさん1丁目第 4号線	南区城南町さんさん一丁目6番2地先
		南区城南町さんさん一丁目9番6地先
29-30385	さんさん1丁目第 5号線	南区城南町さんさん一丁目7番2地先
		南区城南町さんさん一丁目9番1地先
29-30386	さんさん1丁目第 6号線	南区城南町さんさん一丁目8番11地先
		南区城南町さんさん一丁目11番1地先
29-30387	さんさん1丁目第 7号線	南区城南町さんさん一丁目13番15地先
		南区城南町さんさん一丁目12番1地先
29-30388	さんさん1丁目第 8号線	南区城南町さんさん一丁目12番13地先
		南区城南町さんさん一丁目11番27地先
29-30389	さんさん1丁目第 9号線	南区城南町さんさん一丁目13番16地先
		南区城南町さんさん一丁目16番1地先
29-30390	さんさん1丁目第 10号線	南区城南町さんさん一丁目14番6地先
		南区城南町さんさん一丁目15番7地先
29-30391	さんさん1丁目第 11号線	南区城南町さんさん一丁目14番7地先
		南区城南町さんさん一丁目16番11地先
29-30392	さんさん2丁目第 14号線	南区城南町さんさん二丁目17番15地先
		南区城南町さんさん二丁目20番1地先
29-30393	さんさん2丁目第 15号線	南区城南町さんさん二丁目19番14地先
		南区城南町さんさん二丁目18番7地先
29-30394	さんさん2丁目第 16号線	南区城南町さんさん二丁目20番12地先
		南区城南町さんさん二丁目19番7地先
29-30395	さんさん2丁目第 17号線	南区城南町さんさん二丁目11番19地先
		南区城南町さんさん二丁目12番2地先

29-30396	さんさん1丁目第 12号線	南区城南町さんさん一丁目6番6地先
		南区城南町さんさん一丁目10番1地先
29-30397	さんさん1丁目第 13号線	南区城南町さんさん一丁目16番7地先
		南区城南町さんさん一丁目17番1地先
29-30002	宮地第11号線	南区城南町宮地1068番1地先
		南区城南町宮地2110番地先
29-30398	今吉野第1号線	南区城南町今吉野1046番6地先
		南区城南町今吉野1118番5地先
29-10094	宮地第12号線	南区城南町宮地886番1地先
		南区城南町宮地2180番地先
29-30095	宮地第13号線	南区城南町宮地935番地先
		南区城南町宮地2074番地先
29-30399	宮地第14号線	南区城南町宮地935番地先
		南区城南町宮地722番2地先

## 告示第767号

平成25年10月7日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
29-30002	隈庄今線	城南町隈庄625番地先
		城南町今吉野1119番地先
29-30095	宮地北部線	城南町宮地810番地先
		城南町宮地702番3地先
29-30174	上宮地線	城南町宮地1402番地先
		城南町宮地863番1地先
29-30175	宮地東部線	城南町宮地1419番1地先
		城南町宮地1411番地先

29-30222	上宮地外周線	城南町宮地1451番7地先
		城南町宮地1468番5地先
29-30260	隈庄バイパス排水路線	城南町宮地1451番4地先
		城南町宮地1479番地先
29-10094	宮地舞原線	城南町宮地886番1地先
		城南町宮地1487番地先

## 告示 第 768 号

平成 25 年 10 月 7 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
9-1056	麻生田2丁目第6号線	北区麻生田二丁目1608番8地先
		北区麻生田二丁目1608番9地先
12-1115	佐土原1丁目第2号線	東区佐土原一丁目3625番1地先
		東区佐土原一丁目3622番8地先
14-387	重富第51号線	東区画団町大字重富661番1地先
		東区画団町大字重富661番6地先
19-159	谷尾崎町第37号線	西区谷尾崎町470番3地先
		西区谷尾崎町470番8地先
19-160	谷尾崎町第38号線	西区谷尾崎町470番14地先
		西区谷尾崎町470番8地先
23-853	小山町第76号線	東区小山町1644番3地先
		東区小山町1644番11地先
29-30355	舞原第4号線	南区城南町舞原112番13地先
		南区城南町舞原112番20地先
30-30681	滴水第20号線	北区植木町滴水1756番4地先
		北区植木町滴水1756番11地先

9-1057	麻生田4丁目第5号線	北区麻生田四丁目2098番8地先
		北区麻生田四丁目2005番77地先
23-854	戸島西4丁目第4号線	東区戸島西四丁目3542番1地先
		東区戸島西四丁目3539番12地先
23-855	戸島西4丁目第5号線	東区戸島西四丁目3555番23地先
		東区戸島西四丁目3539番15地先
28-30597	榎津第23号線	南区富合町榎津582番1地先
		南区富合町榎津582番7地先
24-497	改寄町第20号線	北区改寄町1618番13地先
		北区改寄町1630番地先
29-30356	さんさん2丁目宮地第1号線	南区城南町さんさん二丁目3番10地先
		南区城南町宮地2194番地先
29-30357	さんさん2丁目第1号線	南区城南町さんさん二丁目9番1地先
		南区城南町さんさん二丁目5番7地先
29-30358	宮地第1号線	南区城南町宮地2251番地先
		南区城南町宮地2046番地先
29-30359	宮地第2号線	南区城南町宮地2009番地先
		南区城南町宮地2021番地先
29-30360	宮地第3号線	南区城南町宮地2047番地先
		南区城南町宮地2251番地先
29-30361	宮地第4号線	南区城南町宮地2083番地先
		南区城南町宮地2087番地先
29-30362	宮地第5号線	南区城南町宮地2099番地先
		南区城南町宮地2081番地先
29-30363	宮地第6号線	南区城南町宮地2026番地先
		南区城南町宮地2032番地先
29-30364	宮地第7号線	南区城南町宮地2094番地先
		南区城南町宮地2037番地先
29-30365	宮地第8号線	南区城南町宮地800番1地先
		南区城南町宮地2096番地先

29-30366	宮地第9号線	南区城南町宮地2177番地先
		南区城南町宮地2108番地先
29-30367	宮地第10号線	南区城南町宮地2175番地先
		南区城南町宮地2135番地先
29-30368	さんさん2丁目1 丁目第1号線	南区城南町さんさん二丁目1番1地先
		南区城南町さんさん一丁目4番1地先
29-30369	さんさん1丁目第 1号線	南区城南町さんさん一丁目4番1地先
		南区城南町さんさん一丁目5番1地先
29-30370	さんさん1丁目第 2号線	南区城南町さんさん一丁目5番1地先
		南区城南町さんさん一丁目1番1地先
29-30371	さんさん2丁目第 2号線	南区城南町さんさん二丁目2番11地先
		南区城南町さんさん二丁目4番地先
29-30372	さんさん2丁目第 3号線	南区城南町さんさん二丁目3番9地先
		南区城南町さんさん二丁目8番1地先
29-30373	さんさん2丁目第 4号線	南区城南町さんさん二丁目5番7地先
		南区城南町さんさん二丁目6番6地先
29-30374	さんさん2丁目第 5号線	南区城南町さんさん二丁目6番5地先
		南区城南町さんさん二丁目7番15地先
29-30375	さんさん2丁目第 6号線	南区城南町さんさん二丁目7番8地先
		南区城南町さんさん二丁目8番1地先
29-30376	さんさん2丁目第 7号線	南区城南町さんさん二丁目10番6地先
		南区城南町さんさん二丁目15番1地先
29-30377	さんさん2丁目第 8号線	南区城南町さんさん二丁目12番3地先
		南区城南町さんさん二丁目14番1地先
29-30378	さんさん2丁目第 9号線	南区城南町さんさん二丁目14番3地先
		南区城南町さんさん二丁目13番14地先
29-30379	さんさん2丁目第 10号線	南区城南町さんさん二丁目15番1地先
		南区城南町さんさん二丁目14番3地先
29-30380	さんさん2丁目第 11号線	南区城南町さんさん二丁目17番1地先
		南区城南町さんさん二丁目15番4地先

29-30381	さんさん2丁目第 12号線	南区城南町さんさん二丁目21番3地先
		南区城南町さんさん二丁目22番1地先
29-30382	さんさん2丁目第 13号線	南区城南町さんさん二丁目21番1地先
		南区城南町さんさん二丁目13番15地先
29-30383	さんさん1丁目第 3号線	南区城南町さんさん一丁目8番10地先
		南区城南町さんさん一丁目9番11地先
29-30384	さんさん1丁目第 4号線	南区城南町さんさん一丁目6番2地先
		南区城南町さんさん一丁目9番6地先
29-30385	さんさん1丁目第 5号線	南区城南町さんさん一丁目7番2地先
		南区城南町さんさん一丁目9番1地先
29-30386	さんさん1丁目第 6号線	南区城南町さんさん一丁目8番11地先
		南区城南町さんさん一丁目11番1地先
29-30387	さんさん1丁目第 7号線	南区城南町さんさん一丁目13番15地先
		南区城南町さんさん一丁目12番1地先
29-30388	さんさん1丁目第 8号線	南区城南町さんさん一丁目12番13地先
		南区城南町さんさん一丁目11番27地先
29-30389	さんさん1丁目第 9号線	南区城南町さんさん一丁目13番16地先
		南区城南町さんさん一丁目16番1地先
29-30390	さんさん1丁目 第10号線	南区城南町さんさん一丁目14番6地先
		南区城南町さんさん一丁目15番7地先
29-30391	さんさん1丁目 第11号線	南区城南町さんさん一丁目14番7地先
		南区城南町さんさん一丁目16番11地先
29-30392	さんさん2丁目第 14号線	南区城南町さんさん二丁目17番15地先
		南区城南町さんさん二丁目20番1地先
29-30393	さんさん2丁目第 15号線	南区城南町さんさん二丁目19番14地先
		南区城南町さんさん二丁目18番7地先
29-30394	さんさん2丁目第 16号線	南区城南町さんさん二丁目20番12地先
		南区城南町さんさん二丁目19番7地先
29-30395	さんさん2丁目第 17号線	南区城南町さんさん二丁目11番19地先
		南区城南町さんさん二丁目12番2地先

29-30396	さんさん1丁目第 12号線	南区城南町さんさん一丁目6番6地先
		南区城南町さんさん一丁目10番1地先
29-30397	さんさん1丁目第 13号線	南区城南町さんさん一丁目16番7地先
		南区城南町さんさん一丁目17番1地先
29-30002	宮地第11号線	南区城南町宮地1068番1地先
		南区城南町宮地2110番地先
29-30398	今吉野第1号線	南区城南町今吉野1046番6地先
		南区城南町今吉野1118番5地先
29-10094	宮地第12号線	南区城南町宮地886番1地先
		南区城南町宮地2180番地先
29-30095	宮地第13号線	南区城南町宮地935番地先
		南区城南町宮地2074番地先
29-30399	宮地第14号線	南区城南町宮地935番地先
		南区城南町宮地722番2地先

## 告 示 第 7 6 9 号

平成 25 年 10 月 7 日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路 線 名	起 点
		終 点
9-1056	麻生田2丁目第6 号線	北区麻生田二丁目1608番8地先
		北区麻生田二丁目1608番9地先
12-1115	佐土原1丁目第2 号線	東区佐土原一丁目3625番1地先
		東区佐土原一丁目3622番8地先
14-387	重富第51号線	東区画団町大字重富661番1地先
		東区画団町大字重富661番6地先
19-159	谷尾崎町第37号 線	西区谷尾崎町470番3地先
		西区谷尾崎町470番8地先

19-160	谷尾崎町第38号線	西区谷尾崎町470番14地先
		西区谷尾崎町470番8地先
23-853	小山町第76号線	東区小山町1644番3地先
		東区小山町1644番11地先
29-30355	舞原第4号線	南区城南町舞原112番13地先
		南区城南町舞原112番20地先
30-30681	滴水第20号線	北区植木町滴水1756番4地先
		北区植木町滴水1756番11地先
9-1057	麻生田4丁目第5号線	北区麻生田四丁目2098番8地先
		北区麻生田四丁目2005番77地先
23-854	戸島西4丁目第4号線	東区戸島西4丁目3542番1地先
		東区戸島西4丁目3539番12地先
23-855	戸島西4丁目第5号線	東区戸島西4丁目3555番23地先
		東区戸島西4丁目3539番15地先
28-30597	榎津第23号線	南区富合町榎津582番1地先
		南区富合町榎津582番7地先
29-30356	さんさん2丁目宮地第1号線	南区城南町さんさん二丁目3番10地先
		南区城南町宮地2194番地先
29-30357	さんさん2丁目第1号線	南区城南町さんさん二丁目9番1地先
		南区城南町さんさん二丁目5番7地先
29-30358	宮地第1号線	南区城南町宮地2251番地先
		南区城南町宮地2046番地先
29-30359	宮地第2号線	南区城南町宮地2009番地先
		南区城南町宮地2021番地先
29-30360	宮地第3号線	南区城南町宮地2047番地先
		南区城南町宮地2251番地先
29-30361	宮地第4号線	南区城南町宮地2083番地先
		南区城南町宮地2087番地先
29-30362	宮地第5号線	南区城南町宮地2099番地先
		南区城南町宮地2081番地先

29-30363	宮地第6号線	南区城南町宮地2026番地先
		南区城南町宮地2032番地先
29-30364	宮地第7号線	南区城南町宮地2094番地先
		南区城南町宮地2037番地先
29-30365	宮地第8号線	南区城南町宮地800番1地先
		南区城南町宮地2096番地先
29-30366	宮地第9号線	南区城南町宮地2177番地先
		南区城南町宮地2108番地先
29-30367	宮地第10号線	南区城南町宮地2175番地先
		南区城南町宮地2135番地先
29-30368	さんさん2丁目1 丁目第1号線	南区城南町さんさん二丁目1番1地先
		南区城南町さんさん一丁目4番1地先
29-30369	さんさん1丁目第 1号線	南区城南町さんさん一丁目4番1地先
		南区城南町さんさん一丁目5番1地先
29-30370	さんさん1丁目第 2号線	南区城南町さんさん一丁目5番1地先
		南区城南町さんさん一丁目1番1地先
29-30371	さんさん2丁目第 2号線	南区城南町さんさん二丁目2番11地先
		南区城南町さんさん二丁目4番地先
29-30372	さんさん2丁目第 3号線	南区城南町さんさん二丁目3番9地先
		南区城南町さんさん二丁目8番1地先
29-30373	さんさん2丁目第 4号線	南区城南町さんさん二丁目5番7地先
		南区城南町さんさん二丁目6番6地先
29- 30374	さんさん2丁目第 5号線	南区城南町さんさん二丁目6番5地先
		南区城南町さんさん二丁目7番15地先
29- 30375	さんさん2丁目第 6号線	南区城南町さんさん二丁目7番8地先
		南区城南町さんさん二丁目8番1地先
29- 30376	さんさん2丁目第 7号線	南区城南町さんさん二丁目10番6地先
		南区城南町さんさん二丁目15番1地先
29- 30377	さんさん2丁目第 8号線	南区城南町さんさん二丁目12番3地先
		南区城南町さんさん二丁目14番1地先

29-30378	さんさん2丁目第 9号線	南区城南町さんさん二丁目14番3地先
		南区城南町さんさん二丁目13番14地先
29-30379	さんさん2丁目第 10号線	南区城南町さんさん二丁目15番1地先
		南区城南町さんさん二丁目14番3地先
29-30380	さんさん2丁目第 11号線	南区城南町さんさん二丁目17番1地先
		南区城南町さんさん二丁目15番4地先
29-30381	さんさん2丁目第 12号線	南区城南町さんさん二丁目21番3地先
		南区城南町さんさん二丁目22番1地先
29-30382	さんさん2丁目第 13号線	南区城南町さんさん二丁目21番1地先
		南区城南町さんさん二丁目13番15地先
29-30383	さんさん1丁目第 3号線	南区城南町さんさん一丁目8番10地先
		南区城南町さんさん一丁目9番11地先
29-30384	さんさん1丁目第 4号線	南区城南町さんさん一丁目6番2地先
		南区城南町さんさん一丁目9番6地先
29-30385	さんさん1丁目第 5号線	南区城南町さんさん一丁目7番2地先
		南区城南町さんさん一丁目9番1地先
29-30386	さんさん1丁目第 6号線	南区城南町さんさん一丁目8番11地先
		南区城南町さんさん一丁目11番1地先
29-30387	さんさん1丁目第 7号線	南区城南町さんさん一丁目13番15地先
		南区城南町さんさん一丁目12番1地先
29-30388	さんさん1丁目第 8号線	南区城南町さんさん一丁目12番13地先
		南区城南町さんさん一丁目11番27地先
29-30389	さんさん1丁目第 9号線	南区城南町さんさん一丁目13番16地先
		南区城南町さんさん一丁目16番1地先
29-30390	さんさん1丁目第 10号線	南区城南町さんさん一丁目14番6地先
		南区城南町さんさん一丁目15番7地先
29-30391	さんさん1丁目第 11号線	南区城南町さんさん一丁目14番7地先
		南区城南町さんさん一丁目16番11地先
29-30392	さんさん2丁目第 14号線	南区城南町さんさん二丁目17番15地先
		南区城南町さんさん二丁目20番1地先

29-30393	さんさん2丁目第 15号線	南区城南町さんさん二丁目19番14地先
		南区城南町さんさん二丁目18番7地先
29-30394	さんさん2丁目第 16号線	南区城南町さんさん二丁目20番12地先
		南区城南町さんさん二丁目19番7地先
29-30395	さんさん2丁目第 17号線	南区城南町さんさん二丁目11番19地先
		南区城南町さんさん二丁目12番2地先
29-30396	さんさん1丁目第 12号線	南区城南町さんさん一丁目6番6地先
		南区城南町さんさん一丁目10番1地先
29-30397	さんさん1丁目第 13号線	南区城南町さんさん一丁目16番7地先
		南区城南町さんさん一丁目17番1地先
29-30002	宮地第11号線	南区城南町宮地1068番1地先
		南区城南町宮地2110番地先
29-30398	今吉野第1号線	南区城南町今吉野1046番6地先
		南区城南町今吉野1118番5地先
29-10094	宮地第12号線	南区城南町宮地886番1地先
		南区城南町宮地2180番地先
29-30095	宮地第13号線	南区城南町宮地935番地先
		南区城南町宮地2074番地先
29-30399	宮地第14号線	南区城南町宮地935番地先
		南区城南町宮地722番2地先

## 告 示 第 7 7 1 号

平成 25 年 10 月 8 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
  - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
    - ア 平成25年9月13日 手取エリア、新市街エリア、銀座通りエリア、中央区坪井一丁目1、北区武藏ヶ丘一丁目5、上通エリア水道町エリア、並木坂エリア
    - イ 平成25年9月17日 新市街エリア、銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、水道町エリア、中央区千葉城町3、中央区帶山三丁目35、西区蓮台寺一丁目10、南区元三三丁目10、南区富合町上杉426
    - ウ 平成25年9月18日 並木坂エリア、手取エリア、銀座通りエリア、東区御領三丁目16、

中央区白山二丁目 3、詫麻原コミセン

- エ 平成 25 年 9 月 19 日 新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア  
 オ 平成 25 年 9 月 20 日 森都心プラザ  
 カ 平成 25 年 9 月 24 日 中央区北千反畠町 1、新市街エリア、手取エリア、上通エリア、銀  
 座通りエリア  
 キ 平成 25 年 9 月 25 日 南区近見八丁目 6、西区八島二丁目 14  
 ク 平成 25 年 9 月 26 日 健軍ピアレス、健軍自転車駐車場、健軍変電所前駐輪場、東区保  
 田窪五丁目 2、北区飛田四丁目 5、東区山ノ神二丁目 2  
 ケ 平成 25 年 9 月 27 日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、水道町エリア、新市街  
 エリア、中央区新屋敷一丁目 20、中央区新大江二丁目 25、中央区  
 帯山三丁目 30、東区花立三丁目 14  
 コ 平成 25 年 9 月 30 日 新市街エリア、銀座通りエリア、手取エリア、並木坂エリア、上通  
 エリア  
 サ 平成 25 年 10 月 2 日 辛島エリア、新市街エリア、銀座通りエリア、上通エリア、水道町  
 エリア、西区春日一丁目 12、手取エリア、南区出仲間五丁目 1

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 1 月 10 日まで

2 移動・保管台数

自転車 230 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返  
 還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示  
 等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示 第 772 号

平成 25 年 10 月 9 日

平成 25 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年 度	料 目	期 别	納 期 限	備 考
平成 25 年度	介護保険料	9 月期 10 月期 11 月期 12 月期 1 月期	平成 25 年 10 月 31 日 平成 25 年 10 月 31 日 平成 25 年 12 月 2 日 平成 26 年 1 月 6 日 平成 26 年 1 月 31 日	公示送達者 10 人 (登載省略)

		2 月期 3 月期	平成 26 年 2 月 28 日 平成 26 年 3 月 31 日	
--	--	--------------	--------------------------------------	--

## 告 示 第 773 号

平成 25 年 10 月 10 日

平成 25 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 25	市県民税	3 期 4 期	平成 25 年 10 月 31 日 平成 26 年 1 月 31 日	2 人
平成 24	市県民税	過 10	平成 25 年 10 月 31 日	1 人
平成 23	市県民税	過 10	平成 25 年 10 月 31 日	1 人

## 告 示 第 774 号

平成 25 年 10 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	8 月期	357 人
	7 月期	19 人
	6 月期	3 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 10 月 21 日

## 告 示 第 775 号

平成 25 年 10 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	8 月期	116 人
	7 月期	3 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 10 月 21 日

---

告示 第 776 号

平成 25 年 10 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	8 月期	19 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 10 月 21 日

---

告示 第 777 号

平成 25 年 10 月 10 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「熊本市松尾町上松尾 1, 402 番地から熊本市松尾町上松尾 3, 393 番地までとする。」  
を「熊本市西区松尾町上松尾 1, 402 番地から熊本市西区松尾町上松尾 3, 393 番地までと  
する。」に改める。

(2) 主たる事務所の所在地

「熊本市松尾町上松尾 2, 779 番地」を「熊本市西区松尾町上松尾 2, 779 番地」に改め  
る。

---

告示 第 778 号

平成 25 年 10 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 都市計画の種類

熊本都市計画道路 3. 4. 21 上熊本細工町線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市西区上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、花園一丁目、中央区段山本町、古京町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、小沢町、西唐人町、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目及び細工町五丁目の各一部

3 縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課

告示第 779 号  
平成 25 年 10 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3. 4. 26 新町戸坂線  
2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市中央区新町四丁目、横手一丁目、西区横手一丁目、横手三丁目、横手四丁目、戸坂町、谷尾崎町及び島崎三丁目の各一部  
3 縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課

告示第 780 号  
平成 25 年 10 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 都市計画の種類  
熊本都市計画公園 4. 3. 10 植木の森公園（廃止）  
熊本都市計画公園 4. 4. 13 植木中央公園（追加）  
2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市北区植木町岩野及び広住の各一部  
3 縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課

告示第 781 号  
平成 25 年 10 月 11 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0035	茶話本舗デイサービス笑都 熊本市東区江津一丁目 30 番 30 号	株式会社春智会 熊本市中央区出水七丁目 56 番 10 号 代表取締役 橋本 和久	平成 25 年 10 月 15 日	通所介護

## 告示 第 784 号

平成 25 年 10 月 15 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
一般県道	小池竜田線	東区小峯四丁目 2612 番 29 地先から 東区小峯二丁目 2612 番 160 地先まで	平成 25 年 10 月 15 日
一般県道	戸島熊本線	東区小峯二丁目 2612 番 446 地先から 東区月出五丁目 2612 番 485 地先まで	平成 25 年 10 月 15 日

## 告示 第 785 号

平成 25 年 10 月 15 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車等を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車等が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車等を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 10 月 8 日 新水前寺駅、上熊本駅

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 1 月 17 日まで

2 移動・保管台数

自転車等 8 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車等の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

## 告示 第 786 号

平成 25 年 10 月 15 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1

31 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

- 2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

## 公 告

公 告 第 6 7 7 号

平成 25 年 10 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字築地原 845 番 2、845 番 4

499.99 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町舞原 845 番地 2

右門一徳

右門真知子

公 告 第 6 7 9 号

平成 25 年 10 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島四丁目 3820 番 2、3820 番 3

439.62 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区下南部二丁目 15 番 18 号 アーバン館 401 号

小平勇次

公 告 第 6 8 0 号

平成 25 年 10 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区中原町字居屋敷 504 番、505 番 1

1,701.35 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本市西区中島町 1581 番地  
 有限会社 モトム総合企画  
 代表取締役 白井 清

公告 第 681 号

平成 25 年 10 月 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西四丁目 3216 番 3

393.97 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県和歌山市和歌浦東二丁目 2 番 18 号 ル・シャトレ 101

河内山 美樹

公告 第 683 号

平成 25 年 10 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町菰江字前田 245 番、246 番

1,612.80 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区富合町菰江 245 番地

特定非営利活動法人 後藤会

理事 村松 時夫

公告 第 684 号

平成 25 年 10 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区小島下町字住吉二番割 3731 番 3

305.47 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺南六丁目 11 番 17 号 エスポワール・ドミール A-102

鈴木 洋介

公告 第 685 号

平成 25 年 10 月 4 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の規定に基づき、平成 24 年度熊本市決算における財政の健全性に関する比率及び資金不足比率について公表する。

熊本市長 幸山政史

## 健全化判断比率

(単位 : %)

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	11.1	25.0	35.0
将来負担比率	120.7	400.0	

## 資金不足比率

(単位 : %)

区分	資金不足比率	経営健全化基準
法適用企業	病院事業会計	—
	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
	交通事業会計	154.4 20.0
法非適用企業	食肉センター会計	—
	農業集落排水事業会計	—
	食品工業団地用地会計	—
	熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業会計	—

## 公告 第 697 号

平成 25 年 10 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区刈草三丁目 1352 番 1

2, 154.21 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区刈草三丁目 3 番 1 号

西井重幸

## 公告 第 698 号

平成 25 年 10 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区蓮台寺二丁目 827 番 2 の一部

1, 559.56 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区室町三丁目 2 番 57 号

日本貨物鉄道株式会社

九州支社長 遠藤 雅彦

## 公告 第 699 号

平成 25 年 10 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町高字ロノ坪 428 番 1、429 番 1

370.45 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町坂野 30 番地 7 LITTLE STAGE M2J S-1

国武 哲也

## 公告 第 700 号

平成 25 年 10 月 8 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により、差押財産の公売及び見積価額を公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 公売財産の種類

不動産

- 2 見積価額及び公売保証金

(1) 売却区分 1 号 見積価額 590,000 円

公売保証金	60,000 円
-------	----------

## 3 公売物件

## (1) 売却区分 1 号

## ア 不動産の表示

## (土地の表示)

所 在	熊本県上益城郡益城町大字島田字東無田屋敷
地 番	379番4
地 目	畠
地 積	127.00 m <sup>2</sup>

## (土地の表示)

所 在	熊本県上益城郡益城町大字島田字東無田屋敷
地 番	381番
地 目	畠
地 積	46.00 m <sup>2</sup>

## イ 公売財産の概要

(ア) 対象物件は、上益城郡益城町の南西部に位置する農家住宅・一般住宅の外、小規模畠地・樹園・空地状地等雜種地の土地が介在する地域に存する。JR 豊肥本線「新水前寺駅」の南東方約 8.3 km、九州産交バス「下原停留所」へ約 400 m、小学校：約 2.2 km、商業施設：約 4 km と、各種生活関連施設への接近性及び最寄り駅・都心への接近性について劣るものである。

(イ) 対象物件の状況は以下のとおりである。

形 状	不整形地
間口・奥行	間口約 10 m・奥行最長 22.5 m
接面道路	東側里道、幅員約 3.6 m (等高)
利用現況	登記簿地目は畠であるが、耕作はされておらず、空地状の雜種地の状況
供給処理施設	上水道：引込みあり (平成 6 年に閉栓) 公共下水道：なし
その他	対象地内には南東端部に無縁仏埋葬の墓があるも、建立時期・遺骨等の埋葬の有無等は不明。

また、南端部は西隣の墓地への出入り口として通行が許容されているようであるが、通行権の設定乃至は囲繞地通行権の成立等については不明である。

(ウ) 対象物件は、平成 19 年 1 月に現所有者へ所有権移転。この間の使用状況は不明であるが、平成 25 年 10 月現在、建築物はなし。

## ウ 法的規制と利用状況

対象物件は、市街化調整区域（集落内開発制度適用区域）

指定建ぺい率：70%・指定容積率：400%

対象物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地域の範囲内

※ 対象物件については、一般住宅用での開発許可要件は熊本県開発許可基準により敷地 200 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>以下とされている。このため、現況（公簿 173.0 m<sup>2</sup>）での開発の可能性は極めて困難である。対象物件の最も効果的な利用としては、対象物件のみの単独利用の場合、農地乃至は開発許可を要しない開発等を経ての利用である。しかし、隣接地との一体利用により面積規模を 200 m<sup>2</sup>以上とすること等で、集落内開発制度の開発許可条件を具備し得れば、当該開発により一般住宅の敷地としての利用が可能である。

## エ その他

(ア) 面積は公簿表示によるが、隣地との境界については未確認。

- (イ) 現況渡しとする。
  - (ウ) 非課税財産である。
  - (エ) 公売財産上の動産等については、所有者と協議すること。
  - (オ) 農地地目の場合、権利移動等については農地法の許可が必要。
  - (カ) 熊本市は、公売財産の瑕疵担保責任を負わない。
- 4 公売方法 入札
- 5 公売日時
- 入 札 平成 25 年 12 月 3 日 (火)  
午前 10 時 40 分から 10 時 55 分まで
- 開 札 平成 25 年 12 月 3 日 (火)  
午前 10 時 56 分
- 6 公売場所 熊本市役所 14 階大ホール
- 7 売却決定日時及び場所
- 日 時 平成 25 年 12 月 10 日 (火) 午前 10 時  
場 所 熊本市役所財政局納税課
- 8 買受代金の納付期限
- 平成 25 年 12 月 10 日 (火) 午後 2 時  
(但し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 19 条の 7 第 1 項ただし書、その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
- 9 買受人についての資格その他の用件
- 国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることはできない。
- 10 その他の公売要件
- (1) 入札に参加する者は、入札前に公売保証金を納付すること。
  - (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手(銀行が振出したもので、かつ、熊本手形交換所管内で振出日から起算して 5 日を経過していないものに限る)でなければ納付できない。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
  - (3) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。
  - (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用する。
  - (5) 入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を実施する場合がある。
  - (6) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受人代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
  - (7) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときとする。従って取得後の棄損、焼失等による損害の負担は買受人が負うものとする。
  - (8) 権利移転に伴う費用(権利移転登記の登録免許税等)は買受人の負担とする(登録免許税法による)。
  - (9) 不動産公売物件明細書を必要とする場合は、熊本市納税課特別滞納対策室に申し出ること。
  - (10) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- 11 配当を受ける者の権利の申し出について
- この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市納税課まで申し出ること。

公 告 第 701 号

平成 25 年 10 月 8 日

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を

開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・646	戸島西七丁目第一公園	東区戸島西7丁目2777番12
2・647	出水八丁目南公園	東区出水8丁目612番3
2・648	戸島西一丁目公園	東区戸島西1丁目3094番5

2 供用開始の期日

平成25年10月8日

公 告 第 7 0 2 号

平成25年10月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区城山半田一丁目517番2

218.55平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区上代八丁目7番28号 サンプレイン205号

橋柿 健一

公 告 第 7 0 3 号

平成25年10月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字東74番1

403.82平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町舞原327番地28

田中 博志

公 告 第 7 0 5 号

平成25年10月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区佐土原三丁目 436 番 1、454 番、455 番、456 番 1、458 番 1、458 番 2、458 番 3、461 番 1、461 番 3、461 番 4、462 番 1、463 番 1、3464 番 2、3465 番 1、3466 番 1 及び市道

17, 464.16 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 20 号

株式会社 南栄開発

代表取締役 泉 清

公 告 第 707 号

平成 25 年 10 月 10 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町藤山字古川 2864 番 5、2864 番 6  
334.44 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町藤山 2864 番地 3

志水 公一

公 告 第 708 号

平成 25 年 10 月 10 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区野口三丁目 1198 番 1、1198 番 6、1199 番  
1,909.32 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺南八丁目 11 番 40 号

三智開発株式会社

代表取締役 原 美保

熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 55 号

株式会社 アネシス

代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 713 号

平成 25 年 10 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画第 7 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 縦覧場所

熊本市農水商工商局農業政策課扱い手推進室

## 公告 第 714 号

平成 25 年 10 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町藤山字柿田 2087 番 14、2087 番 18  
200.17 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県宇土市松原町 15 番地 2 ステーションフロントハイツ III-101  
清田 正治

## 公告 第 715 号

平成 25 年 10 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区中無田町字江越 164 番 1、164 番 4  
298.41 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区鹿子木町 49 番地 2 コト一鹿子木 302  
井坂 伸二

## 中央区

## 中央区告示第 19 号

平成 25 年 10 月 9 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 10 月 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市民中央区長 前渕啓子

以下、登載省略

## 中央区告示第 20 号

平成 25 年 10 月 10 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 10 月 8 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市民中央区長 前渕啓子

以下、登載省略

## 東 区

東区告示第 10 号

平成 25 年 10 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 92 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 10 月 3 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西島徹郎

以下、登載省略

## 上 下 水 道 局

上下水道局規程第 26 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条第 2 号中「、条例第 4 条第 1 項」を「条例第 3 条第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

第 5 条中「第 6 条第 3 項」を「第 6 条第 4 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

条例第 6 条第 5 項ただし書に規定する負担金の分割徴収の申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 申告書
- (2) 条例第 6 条第 1 項の規定による負担金の賦課の日前に受益者の変更があった場合 申告書又は下水道事業受益者変更届（様式第 3 号の 2）
- (3) 第 10 条第 1 項の規定による届出をする場合 下水道事業受益者負担金徴収猶予理由消滅届出書（様式第 3 号の 3）

第 7 条第 2 項中「第 6 条第 4 項ただし書」を「第 6 条第 5 項ただし書」に改め、同条第 3 項中「同条第 4 項ただし書」を「同条第 5 項ただし書」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 条例第 6 条第 5 項ただし書の規定により負担金を分割徴収する場合において、期別納付額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の年度の第 1 期の期別納付額に合算するものとする。

第 8 条を次のように改める。

(過誤納金の還付等の通知)

第 8 条 過誤納に係る負担金を還付しようし、又は未納の負担金に充当した場合における当該過誤納をした受益者に対する通知は、下水道事業受益者負担金（還付・充当）通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

第 9 条及び第 10 条を削る。

第 11 条第 2 項中「に規定する申請書の提出」を「の規定による申請」に、「下水道事業受益者負

担金徴収猶予基準（別表第 1）に基づき徴収猶予の適否」を「徴収猶予の承認又は不承認」に、「下水道事業受益者負担金（徴収猶予・減免）決定通知書」を「下水道事業受益者負担金（徴収猶予・減免）（承認・不承認）決定通知書」に、「申請書を提出した」を「申請をした」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「条例第 7 条の規定による負担金の徴収猶予（以下「徴収猶予」という。）」を「徴収猶予」に、「を管理者に提出しなければ」を「により管理者に申請しなければ」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加え、同条を第 9 条とする。

条例第 7 条の規定による負担金の徴収猶予（以下「徴収猶予」という。）は、下水道事業受益者負担金徴収猶予基準（別表第 1）に定めるところにより行うものとする。

第 12 条第 1 項中「下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅申告書（様式第 8 号）」を「、下水道事業受益者負担金徴収猶予理由消滅届出書」に改め、同条第 2 項中「前項」を「管理者は、前項」に改め、「、管理者は」を削り、「をした受益者」を「のあった土地」に改め、同条第 3 項中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改め、「による徴収猶予」の次に「の承認」を、「により」の次に「当該」を加え、「受益者に係る」を削り、同条第 4 項中「各項に規定する」を「取消しを受けた」に改め、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（減免）

第 11 条 条例第 8 条第 2 項の規定による負担金の減免（以下「減免」という。）は、下水道事業受益者負担金減免基準（別表第 2）に定めるところにより行うものとする。

2 減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金（徴収猶予・減免）申請書に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、減免の承認又は不承認を決定し、下水道事業受益者負担金（徴収猶予・減免）（承認・不承認）決定通知書により当該申請をした受益者に通知するものとする。

第 13 条を削る。

第 14 条第 2 項中「前項の届出を受けたときは、管理者」を「管理者は、前項の届出を受けたとき」に、「、条例」を「条例」に改め、「受益者に、」の次に「当該届出が」を加え、同条を第 12 条とする。

第 15 条第 2 項中「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改め、同条を第 13 条とし、第 16 条を第 14 条とする。

第 17 条第 2 項中「ときは」の次に「、速やかに」を加え、同条を第 15 条とする。

第 18 条中「下水道事業受益者（納付管理人）住所変更届」を「、下水道事業受益者（納付管理人）住所変更届」に、「を管理者に提出しなければ」を「により管理者に届け出なければ」に改め、同条を第 16 条とする。

第 19 条第 1 項ただし書を削り、同条を第 17 条とし、第 20 条を第 18 条とする。

附則第 3 項を削る。

附則第 4 項中「附則第 6 項ただし書」を「附則第 5 項ただし書」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 5 項中「附則第 7 項ただし書」を「附則第 6 項ただし書」に改め、同項を附則第 4 項とする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 9 条関係)

## 下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

根拠条文	猶予対象	猶予期間	猶予額
条例第 7 条第 1 号	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている受益者	当該保護を受けている期間(毎年更新するものとする。)	全額
条例第 7 条第 2 号	田、畠、山林その他これらに準ずる土地(その状況により宅地と認められるものを除く。)に係る受益者	当該土地を宅地として使用しており、又は使用することができると認められるまでの期間(3 年ごとに更新するものとする。)	全額
	係争中の土地に係る受益者	当該土地に係る受益者が決定するまでの期間	全額
	低地若しくは急傾斜地であり、又は接道がなく、若しくは私道の所有者が承諾をしないため、排水設備を設置することができない土地に係る受益者	当該土地に排水設備が設置され、又は排水設備を設置することができると認められるまでの期間	全額
	地積が確定していない土地に係る受益者	当該土地の地積が確定するまでの期間	全額
	公園又は広場等である土地に係る受益者	当該土地が公園又は広場等でなくなったと認められるまでの期間	全額
	その他その状況により徴収猶予をすることが適当と管理者が認める土地に係る受益者	管理者が定める期間	全額
条例第 7 条第 3 号	災害、盜難その他事故が生じたことにより、負担金を納付することが困難であると認められる受益者	被害の程度に応じ、3 年を限度として管理者が定める期間(毎年更新するものとする。)	全額

備考 この表において「広場等」とは、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地で、広く公共の用に供され、不特定多数の者が長期にわたって利用可能なものという。

## 別表第 2 (第 11 条関係)

## 下水道事業受益者負担金減免基準

根拠条文	対象となる土地	減免割合 (パーセン ト)
条例第 8 条第 2 項 第 1 号	国又は地方公共団体が公用に供している土地 (1) 国立学校又は公立学校の用地 (2) 国立又は公立の社会福祉施設の用地 (3) 警察法務取容施設の用地 (4) 前 3 号、次号及び第 6 号に掲げる土地以外の土地 (5) 国立病院又は公立病院の用地 (6) 有料の国家公務員宿舎又は地方公務員宿舎の用地	75 75 75 50 25 25
条例第 8 条第 2 項 第 2 号	地方公共団体がその企業の用に供している土地	25
条例第 8 条第 2 項 第 3 号	都市計画事業として施行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者に係る土地	100
条例第 8 条第 2 項 第 4 号	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校で、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人が設置するものに係る用地 (居住の用に供する建物の敷地部分を除く。) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人が同法第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する事業のために設置する施設に係る用地(居住の用に供する建物の敷地部分を除く。) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体が同条に規定する目的のために使用する用地(居住の用に供する建物の敷地部分を除く。) (1) 境内地 (2) 墓地	75 75 50 100
	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項から第 7 項までに規定する施設に係る用地	100
	公共性のある私道敷で、公道に準ずると認められるもの	100
	民営鉄道の所有又は使用に係る土地 (1) 軌道用地 (2) 踏切用地 (3) 駅舎、プラットホーム等の用地 (4) 駅前広場	75 100 25 100
	自治会等が所有し、若しくは使用する集会所の敷地又はこれに類する土地	50
	消防団が所有し、又は使用する消防用の器具、備品等の格納に係る土地	100
	防災施設(防火水槽、調整池等をいう。)に係る土地	100
	その他その状況により特に負担金を減免する必要があると管理者が認める土地	管理者が定める割合

様式第1号中「(第3条、第7条、第14条第1項関係)」を「(第3条、第7条第1項第1号及び第2号、第12条第1項関係)」に改める。

様式第2号中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改める。

様式第3号の2中「(第7条、第14条第1項関係)」を「(第7条第1項第2号、第12条第1項関係)」に、「宛」を「(宛)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

### 様式第3号の3(第7条第1項第3号、第10条第1項関係)

賦課年度	受益者番号

下水道事業受益者負担金徵收猶予理由消滅届出書

年 月 日

## 熊本市上下水道事業管理者（宛）

受益者 住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

下記の土地に係る受益者負担金について徴収猶予を受けておりますが、当該徴収猶予を受けている理由が消滅しましたので、熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成21年上下水道局規程第37号）第10条第1項の規定により届け出ます。

- 猶予理由の消滅原因(該当する番号に○をしてください。)
    - 1 当該土地の宅地化
    - 2 当該土地に排水設備を設置することができるようになったこと。
    - 3 その他( )
  - 猶予取消後の支払方法(該当する方法に○をしてください。)
    - 一括
    - ・ 分割

様式第 4 号中「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 37 号）第 8 条第 1 項の規定により、上記の受益者に係る過誤納金を次のとおり（還付します・充当しました）ので、同条第 2 項」を「過誤納に係る受益者負担金を次のとおり（還付します・充当しました）ので、熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 37 号）第 8 条」に改める。

様式第 5 号中「（第 11 条第 1 項、第 13 条第 1 項関係）」を「（第 9 条第 2 項、第 11 条第 2 項関係）」に、「（第 11 条第 1 項・第 13 条第 1 項）」を「（第 9 条第 2 項・第 11 条第 2 項）」に改める。

様式第 6 号中「（第 11 条第 1 項関係）」を「（第 9 条第 2 項関係）」に、「（第 11 条第 1 項）」を「（第 9 条第 2 項）」に、「は（）」を「は、（）」に改める。

様式第 7 号中「（第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項関係）」を「（第 9 条第 3 項、第 11 条第 3 項関係）」に、「下水道事業受益者負担金（徴収猶予・減免）決定通知書」を「下水道事業受益者負担金（徴収猶予・減免）（承認・不承認）決定通知書」に、「次のとおり受益者負担金の（徴収猶予・減免）を（承認・不承認）した」を「その（承認・不承認）を決定した」に、「（第 11 条第 2 項・第 13 条第 2 項）」を「（第 9 条第 3 項・第 11 条第 3 項）」に改め、「により」の次に「、次のとおり」を加える。

様式第 8 号を次のように改める。

#### 様式第 8 号 削除

様式第 9 号中「（第 12 条第 4 項関係）」を「（第 10 条第 4 項関係）」に、「事由」を「理由」に、「（第 12 条第 4 項）」を「（第 10 条第 4 項）」に改める。

様式第 10 号中「（第 14 条第 2 項関係）」を「（第 12 条第 2 項関係）」に、「（第 14 条第 2 項）」を「（第 12 条第 2 項）」に改める。

様式第 11 号中「（第 15 条関係）」を「（第 13 条関係）」に、「第 15 条第 2 項」を「第 13 条第 2 項」に改める。

様式第 12 号中「（第 17 条関係）」を「（第 15 条関係）」に、「第 17 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。

様式第 13 号中「（第 18 条関係）」を「（第 16 条関係）」に、「、受益者」を「受益者」に、「（第 18 条）」を「（第 16 条）」に、

「

受益者  納付管理人

を

」

「

受益者  納付管理人

に改める。

」

様式第 14 号中「（第 19 条関係）」を「（第 17 条関係）」に改め、同様式 1 の項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 17 条第 1 項第 1 号」に改め、同様式 2 の項中「第 19 条第 1 項各号」を「第 17 条第 1 項各号」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 27 号

平成 25 年 10 月 4 日

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条中「第 10 条」を「第 9 条」に改め、同条第 7 号中「により分担金」の次に「（条例第 1 条に規定する分担金をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とし、第 7 条を第 5 条とする。

附則第 3 項中「附則第 4 項ただし書」を「附則第 3 項ただし書」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示第 59 号

平成 25 年 10 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 25 年 10 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 25 年 10 月 1 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 中部処理区

西区池田四丁目の一部

(2) 東部処理区

東区画団町大字重富、東区画団町大字所島、東区戸島五丁目、東区戸島六丁目、東区戸島西一丁目及び東区小山五丁目の各一部

(3) 西部処理区

西区小島三丁目、西区沖新町、西区中原町、南区八分字町及び南区砂原町の各一部

(4) 植木処理区

北区植木町植木の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1) 中部処理区

西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号

中部浄化センター

(2) 東部処理区

東区秋津町秋田 536 番

東部浄化センター

(3) 西部処理区

西区沖新町 4944 番 3 号

西部浄化センター

## (4) 植木処理区

北区鶴羽田町12番1号  
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第60号  
平成25年10月3日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第2号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第370号	熊本県八代市泉町下岳57番地 株式会社宮崎工務店 代表取締役 宮崎 金義	平成25年9月25日

上下水道局告示第61号  
平成25年10月3日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第753号	広島市中区上八丁堀8番8号 第1ウエノヤビル6F 株式会社アクアライン 代表取締役 大垣内 剛	平成25年9月27日

上下水道局告示第62号  
平成25年10月10日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第705号	八代市大福寺町760番地1 有限会社ハウテックタガミ 代表取締役 田上 潤一	平成25年9月30日
第706号	熊本市南区城南町宮地532番地1 有限会社ヤマグチ商会 代表取締役 山口 重則	平成25年10月7日

上下水道局告示第 63 号

平成 25 年 10 月 10 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 754 号	八代市大福寺町 760 番地 1 有限会社ハウテックタガミ 代表取締役 田上 潤一	平成 25 年 10 月 3 日

上下水道局告示第 64 号

平成 25 年 10 月 15 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 430 号	熊本市西区池亀町 14 番 26 号 高設工業有限会社 代表取締役 高井 智	平成 25 年 10 月 1 日

上下水道局告示第 65 号

平成 25 年 10 月 15 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 14 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 22 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 334 号	熊本市西区池亀町 14 番 26 号 高設工業有限会社 代表取締役 高井 智	平成 25 年 10 月 1 日

## 病院局

病院局告示第 35 号

平成 25 年 10 月 1 日

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき、熊本市病院事業の業務に係る使用料及び手数料の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市病院事業管理者 高田 明

1 委託する歳入の種類、受託者及び委託期間

委託する歳入の種類	受託者	委託期間
熊本市立植木病院使用料 及び手数料	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 斎藤 正俊	平成 25 年 10 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで

## 農業委員会

農委公告第 10 号

平成 25 年 10 月 4 日

平成 25 年 9 月 30 日付け農委公告第 9 号で公告した、農業委員会総会の招集について、議題の内容に変更があったため次のとおり公告する。

熊本市農業委員会会長 森 日出輝

変更後の議題

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
- 第 2 号議案 事業計画変更
- 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
- 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
- 第 5 号議案 土地改良法 3 条による資格証明願
- 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7 号）
- 第 7 号議案 農業経営基盤強化促進法による買入協議
- 第 8 号議案 納税猶予に関する適格者証明願
- 第 9 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願

農委公告第 11 号

平成 25 年 10 月 8 日

平成 25 年 9 月 30 日付け農委公告第 9 号で公告した、農業委員会総会の招集について、召集日時、場所を変更するため次のとおり公告する。

熊本市農業委員会会長 森 日出輝

変更後の日時、召集場所

- 日 時 平成 25 年 10 月 9 日（水） 3 時
- 召集場所 議会棟 2 階 予算決算委員会室